
令和5年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和5年3月6日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月6日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、皆様、改めて、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここでお知らせを1件申し上げます。重松副市長が公務のため、本時間から午後1時半までの間、欠席するとの連絡を受けておりますので、御報告を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順次、質問を許可いたします。5番、組坂議員の発言を許可します。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 皆さん、おはようございます。5番、組坂公明でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づき、今回は2つの質問をさせていただきます。まず1点目が、うきは市のごみ処理施設について、そして2点目がうきは市消防団について、この2点を質問させていただきたいと思います。

それでは、早速質問のほうに移らせていただきます。

1点目は、うきは市のごみ処理施設についてであります。令和2年からうきは市の次期ごみ処

理施設の検討について、市長をはじめ担当所管課と幾度となく勉強会を実施してまいりました。実施はしてきたものの、具体的な構想がよく見えてきません。そこで、(1) タイムリミットである令和10年3月31日を考えると、早急に次期ごみ処理施設の在り方について具体的方針を決める必要があると思われるが、市長の考えを伺いたいと思います。

次に、(2) ごみ処理施設にあっては、うきは市の大規模事業であるため、現在の市民生活課生活環境係での兼務ということが可能であるのか。次期ごみ処理施設事業に特化した対策室を設け対応していく必要があると思われませんが、市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長(江藤 芳光君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) おはようございます。

ただいま、うきは市のごみ処理施設について、大きく2つの御質問をいただきました。1点目の令和10年度以降のごみ処理施設の具体的方針についてと、2点目の次期ごみ処理施設事業に特化した対策室の設置についての御質問でございますが、いずれも関連がございますので併せて回答させていただきたいと思います。

市内のごみ処理施設「耳納クリーンステーション」の操業期間は、固形燃料RDF受入先の大牟田リサイクル発電所の事業期間並びに地元との「耳納クリーンステーションの操業・維持管理等に係る環境保全協定」により、現時点においては令和10年3月31日までとなっております。

このような状況を踏まえまして、令和10年4月1日以降のごみ処理施設の在り方については、令和2年5月から議会との勉強会を11回開催して、ごみ処理施設及びし尿処理施設の課題について協議をさせていただいたところであります。その後、令和4年度に入りまして、議会において市民生活基盤対策特別委員会が設置され、これまでごみ処理に関する審議が2回開催をされております。議会との勉強会及び特別委員会の審議の中でも申し上げましたとおり、今後のごみ処理の在り方としては、まず、周辺自治体等との広域処理化、一部処理委託が望ましいとの考えの下、周辺自治体等7施設を対象として、広域処理等について検討協議を進めてきたところであります。

具体的には、施設組合等を直接訪問して、現行施設の運営状況や処理能力及び今後の施設整備計画、施設運営の課題等について聞き取りを行い、ごみ処理施設の構成員としての加入の可能性及び一部処理委託について慎重に調査をしながら、当市のごみ処理の受入れについて順次申入れを行ってきたところであります。当市のごみ処理の申出に対しましては、施設の老朽化、処理能力、施設運営体制の課題や施設の長寿命化計画、新施設整備計画の進捗状況及び施設整備に伴う地元協議の課題がありますことから、大変厳しく、現時点では決定には至っておりません。

御指摘のとおり、令和10年度まで残された時間的余裕がないことは十分承知をしており、早急に決定すべき課題であると認識をしているところでございます。また、次期ごみ処理施設事業

に対応すべき組織の在り方につきましては、次期ごみ処理施設の方針が決定され次第、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長のほうから答弁いただきましたが、このごみ処理というのは、令和10年3月31日までというのが1つの区切りでございますので、そうした場合に、今、広域化あるいは一部処理委託、こういったので協議を重ね、模索している現状だろうと思います。うきは市のごみを他の市町村が受け入れるというのは、相当難易度が高いと私は思っています。そういった中で本当にその可能性があるのか。そういったのを決定するには、もうあと5年先に、もし仮に単独でごみ処理施設を建設しなければならないとなったときに、到底間に合わない。ごみ処理施設が稼働しないままを考えると、ごみというのは必ず出ますから、そういった対応策というのが具体的に見えない、そういったのを危惧しているところでございます。

市長が先ほど述べられましたとおり、議会とも11回、勉強会をしてきた。こういったのというのは、市民は全く知らないではなかろうかと思っておりますので、改めて1つずつ質問をさせていただきたいと思えます。

私も議員になる前までは、その耳納クリーンステーションの操業期間といいますかね、が令和10年3月31日までなんていうことは知りませんでした。議員になって初めて知ったところでございます。そこで、まずうきは市のうきは久留米環境施設組合で運営されているこの耳納クリーンステーション、この操業期間については、何度も今言ってるように令和10年3月31日までとなっている。これは地元との環境保全協定に基づいてそうなっているということ間違いはないか、まず1点伺いたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいておりますように、2つの要件でこの令和10年3月31日までというのが大きなターニングポイントになっております。

1点目は、議員御指摘のように、地元の皆さんとの環境保全協定がこの時期であることが1点と、それから今、私どもは耳納クリーンステーションでRDFを製造して、大牟田市にあります大牟田リサイクル発電所のほうに搬入をしているわけなんです、この受入先の大牟田リサイクル発電所、実は来年度、令和5年4月1日からJFEが事業継承されるわけなんです、その期間が令和10年3月31日と、2つとも同じ日付のターニングポイントになっているということをお理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） そちらのほうも質問しようと思いましたが、JFEエンジニアリング株式会社ですかね、これは耳納クリーンステーションでできる固形燃料、これを搬送して

いた大牟田リサイクル発電事業、ここの跡を受け継いだ会社で、今、市長がおっしゃったとおり、令和5年4月から5年間、令和10年3月まで、事業期間が5年間あるということで契約されているんだろうと思います。それが先ほど言う令和10年3月31日と同時期ということで、だからこそ今急がれているんだろうと思うんですけど。

あと1つ、この耳納クリーンステーションというのは、うきは市と田主丸町の町民の方も利用されております。で、久留米市のほうにありましては、宮の陣のクリーンセンターが稼働しております。令和9年度、すなわち令和10年3月31日をめどに、久留米市のほうはこの耳納クリーンステーションを脱会する方針が示されているということでございますが、間違いないか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、久留米市さんからは、宮の陣クリーンセンターの稼働等により、本組合から脱退したいとの方針が示されております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） これ、3つともですね、まず地元との協定ですかね、それから搬送先の事業所、そして久留米市の脱会ですかね、これ全て令和10年3月31日ということになっているんだろうと思います。

そういった中、令和10年3月31日、あと5年しかない。そういった中で、仮に単独ですね、ごみ処理施設を計画しなければならないとなった折に間に合うものか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、大きく全国的な流れとして、ごみ処理の広域化、ごみ処理施設の集約化が大きな流れになっております。私どもとしては、まずはこの流れに乗るべくですね、先ほどから答弁させていただいてますように、周辺自治体との広域処理化、あるいは一部処理委託、この線で最後の最後までやっぱり協議を続けていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長のほうは、広域化あるいは一部処理委託のほうで、ぎりぎりまで。そのぎりぎりというのがいつなのか教えていただきたいと思います。それは令和10年の3月31日なのか、ぎりぎりという期間を示していただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 相手のある協議事項のため、具体の時期を示すことはできませんけれども、先ほどから答弁させていただいておりますように、令和10年度までは残された時間的余裕がないことは十分承知をしております。そういう面で、できるだけ早くということで対応してい

きたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 質問の仕方を変えたいと思います。

周辺自治体との広域化等がかなわなかった場合、うきは市のごみ処理ってどういった形で進めていくのか。今現在あるのを延長していくのか、そのところをお答えいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の方法も1つの手段ではあると思いますが、ただこのことについては地元行政区7区の御理解がないと相ならない話でありますので、そういうことでしっかり我々も、いろんな関係者の皆さんとも調整しながらやっていかなくちやいけないものと、このように承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） くどいようですが、時間がないんだろうと。だから、ばたばた急いでというのも、慎重に考えて造っていかなければならないことだろうとは思いますが、そういった期間がないというのが、市長のほうのリーダーシップを取っていただいて、うきは市のごみ処理にあってはこういった形でやっていくというのを、私はまず示していただくべきだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の対策室を設けるというのは、あらゆる角度からこのごみ処理というのを考えていかなければならないからですね、次期ごみ処理の計画が決まってから対策室を設けるのではなくて、今、直ちにそういったのを考えながらやっていかなければならないと私は思いますが、先ほど市長が答弁されたとおり、次期ごみ処理の計画ができてからそういったことを考えていくのか、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 環境衛生については、今、市民生活課が所掌でございますので、先ほどから議員、兼務というようなお言葉がありますが、専任の所管が今、対応させていただいております。

あとは、ボリューム的に今の組織で間に合うかという御指摘じゃないかなと思ひますが、このボリューム感につきましては、先ほども答弁させていただいたんですが、次期ごみ処理施設事業の内容によって大きく異なってきますので、そういうことを見据えながらしっかり検討していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今日、副市長が欠席されておるということで、副市長のほうにも、副市長がトップになって対策室でもつくって進めるべきではないかという質問をしたかったんで

すけど、おられませんでしたので、そういった形がいいのではなかろうかと思っておりますので、御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

早急に、うきは市のごみ処理の次期ごみ処理事業にありましては、方針を立てるといのは大事だろと思ひますので、よろしくお願ひしまして次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

私は昨年、一般質問におきまして、大雨時における浸水対策、それから学校において熱中症対策としての冷水器の設置、そして消防団について質問をさせていただきました。

浸水対策におきましては、今、河川改修が具現化されてきておりますので、お礼申し上げたいと思ひます。また、学校関係の冷水器設置にありまして、令和5年度に予算化されているようですので、お礼申し上げます。今後も浸水対策における河川整備、それから学校における冷水器の設置については、今後とも見守っていきたくと思ひます。

そのような中、消防団につきましては、一般団員の方から、今までとあまり変わらないというお声がいまだに入っておりますので、改めて質問をさせていただきたいと思ひます。

(1) 定員数割れしている消防団の人員確保の取組、これをどう進めているのか伺いたいと思ひます。

(2) が、うきは市の安全を守る消防団員の負担軽減、それから時代に即した消防団運営に向けた改善はどのような形で図られているのか。また、消防団の抱える課題解決のため、全員のアンケート調査を実施することで実態を可視化して、よりよい消防団組織づくりを進めていくべきだと思ひますが、市長の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、消防団の人員確保の取組についての御質問であります。うきは市消防団は現在、定員数500名に対し実員数469名と、既に定員数を31名割り込んでおり、団員確保が大変厳しい状況にあります。全国的にも消防団員の数は減少傾向にあり、令和4年4月1日現在で78万3,571人と、前年度より2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状況にあります。

このような厳しい状況の中、消防団員人員確保の取組は、消防団だけではなく、行政や地域の方々を含め社会全体で取り組むことが大変重要であると思ひます。具体的には、消防団自身による勧誘活動だけではなく、自治協議会を通じた区長への協力依頼、広報誌等を通じた募集活動、様々な方法での消防団活動の情報発信、そして将来の消防団員である小・中学生にも消防団の活動を知ってもらう取組など、団員確保に向けた取組を行っております。少子高齢化による人口減少やサラリーマンなどの被用者の増加、若者の価値観の多様化などにより、団員確保は年々難しい状況が続く一方、近年では災害が頻発化、激甚化をしております。大規模災害になれ

ばなるほど、地域に密着する消防団は迅速な対応力を発揮し、多くの災害現場で活動を行っていただいております。その必要性はますます高まっております。

消防団は、自らの地域は自らで守る崇高な郷土愛護の精神を持ちながら、地域防災の中核を担う重要な存在であります。今後も引き続き、消防団の重要性と必要性を市民全体に知ってもらう取組を進めるとともに、消防団員の確保に向けて、団員の処遇改善と負担軽減にも取り組んでまいります。

2点目の消防団員の負担軽減と時代に即した消防団運営の改善など、よりよい消防団組織づくりについて御質問をいただきました。

うきは市におきましては、消防団員の処遇改善や負担軽減を図るため、訓練行事等の時間的短縮や出動人員の削減、出初め式におけるパレードの廃止、夜警時の警鐘廃止、地域団員——いわゆるOB団員制度の導入などを行っております。さらに、令和4年度から出動に対する報酬の新設や、出動時に使用する私用車の事故を補償するための保険に加入するなど、これまでも様々な取組を行っております。しかしながら、サラリーマンなどの被用者の増加や少子高齢化、価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化をしており、議員御指摘の時代に即した消防団運営は今後ますます重要になってまいります。これからも団員の負担軽減を図るとともに、消防団を地域で応援・支援する体制づくりを検討してまいります。

また、消防団の運営につきましては、それぞれの地域を代表する立場の分団長と団長、副団長などの団幹部が参加する分団長会議で、方針等について協議、決定を行っており、重要な協議内容の場合は、その場で決定するのではなく、分団内でも協議をしてもらい、団員からの意見等も伺った上で会議に諮り、方針を決定しております。

全団員のアンケートの実施が必要かどうかにつきましては、消防団と十分に協議し、検討を行ってまいります。いずれにせよ消防団が抱える様々な課題の解決に向けて、今後とも会議の場などを通じて団員の意見を尊重するとともに、よりよい組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長のほうに答弁いただきました。

人員確保の取組というのは、いつも質問させていただきますが、いつも同じ答えて、地域あるいは社会全体で、区長とかに依頼する、それから広報でPRしていくをやってきて、今どんどん減ってきている現状。これは何なのかというのをやっぱり考えていく必要があるのではなからうかと思っておりますが、そういった新たな取組というのがないのが、人口減少もありますし、そういった中で非常に厳しいんじゃないか。

その中で、よりよい消防団組織をつくるというのは、団員の意見を聞くというのが大事ではな

かろうか。前回は質問させていただきましたけど、それでもまだ一般団員の方から、どげんかならんやろかという声が入ってくる。これというのは、組織の中での意見が反映されていないのではなかろうかって個人的には思っているんですけど。だから私は議員ですから、議員でこうしなさいやら言いません。消防団組織のことは消防団で解決していくというのが、そしてよりよい組織づくりをしていくというのが基本だろうと思っていますから。だからこそ、全員のアンケートを取って、みんなの思いを出し合って、その中で組織の在り方を考えていくことが一番いいのではないかという御提案でございます。でないと、ずっと話があるのではなかろうか。

市長のほうは、処遇改善とか報酬、そういったのを見直しをやってきましたと。そもそも訓練の在り方が今の若者とマッチしているのか。若者だけの意見が本当に正しいかどうか分かりませんが、そういったのをアンケートを取ることによって、みんなの意見を吸い上げることによって、可視化して、それから課題解決していくというのが一番タイムリーなやり方ではなかろうかと思っていますんですが、市長、もう1回、御返答お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしくお願いたします。

議員のおっしゃるアンケートなんですけれども、現在、分団長会議等で分団長の意見、また分団長は分団を代表して来てあります。その分団内で話し合いは十分行われているものとは思いますが、やはり分団長は分団長の立場、御意見があろうと思います、幹部は幹部の考えがあろうと思います。そういった形で、今、方針等を決定されておりますけれども、団員の意見が十分に反映されていないのでアンケートをやってみてはということでございます。この件に関しましては、団幹部また分団長と十分協議をして、その必要性、その反映の仕方等、検討して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 全国的にも消防団の見直し、国のほうも令和3年にありましたけど、そういった形でやられているところもあります。

去年でしたか、分団員全員が辞めたという、退団したというようなところもございました。それは極端な例だと思いますけど、現に新聞報道で見たことがあります。なかなかそういったのが、今どんどん減ってきていますから、うきは市でそういったことがあるとなると大変なことだろうと思いますし、ぜひですね、団員の意見というのを。私が見る限りでは、消防団の幹部の意見が市長が答えられているお話に感じ取られます。実際に市長のほうで、一般団員の方と話をする機

会を設けたらいかがでしょうか。市長、どう思われますか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まずは、先ほどから答弁させていただいてますように、そして市民協働推進課長も先ほど答弁したように、まずは消防団と十分、ちょっと協議をさせていただきたいと思います。そういう中で、今、分団長会議等の会議の場がどういうふうになっているのかもわかり私自身確認をしたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ぜひですね、今、消防団と協議すると。分団長以上が消防団ではございません。若者の意見というのは、分かるんですよ。具体的に言うと、ポンプ操法訓練とか長期間あります。そういった選手あるいは補助をする人というのは若い団員。若い団員が仕事をしながら、仕事から帰ってきて訓練を2か月、3か月続けると。今の時代、家庭を守るというのが、家庭を守れない、守ることができないという若者の声が多いですね。操法をやめなさいとは言いませんけど、訓練の在り方というのを見直すべきではないでしょうかというのをよく一般の団員から話がある。これが現実ですよ。

昔は、自営業の方が多かったんですけど、今は消防団員75%以上、全国の消防団員の75%以上は会社員、サラリーマンで、仕事をして土日に訓練とか夜間に訓練とか。そして今の風潮は、夫婦で子供を一緒に育てていきましょう。そういった中で、訓練の在り方というのは今後も検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、うきは市の場合は、山間部の団員もおられます。山間部は、なかなか人がいません。そうすると高齢化、いつまでもやめられない、そういった問題も抱えていますから、果たしてうきは市に500人の定員が必要なのかというのは今後も検討すべき事項だろうと思いますが、市長、お考えをいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防団員の定数についてでございます。

消防団員の定数につきましては、平成30年5月に消防委員会から答申を受けまして、令和4年度から、今年度から500名、520名を500名に削減したところでございます。議員おっしゃられるように、団員確保は難しいですし、なかなか人口減少、少子高齢化もある中で団員確保は難しい状況になっておりますので、そういったことを踏まえながら定員削減等についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 最近、定数を変えられたということで500人、現実には469人ということをして市長おっしゃられました。これというのは、定数を確保できない現状があるということではなかろうかと思っておりますから、すぐに変えるべきとは思いませんけど、現状をやっばり見極めて、定数というのは考えていかんといけないのではなかろうかと思っております。これを500人に持っていく施策ってあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） なかなか500人の定数にたどり着くのは厳しい状況ではございますが、今後とも団員の加入、さらには自治協議会、区長等をお願いしながら確保には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

ただ、それというのは組織の見直し、先ほどから言っていますように、一般団員の意見も聞きながら、消防団の組織づくりというのをするというのが一番大前提だろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。一般団員のほう、団員のほうから消防団には入らんほうがよかぞやらというようなのが出ないような、そういった組織づくりというのは大事だろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で私のほうの質問は終わりたいと思っておりますが、ぜひアンケート、これは一般団員からの強い要望がありますので、御検討のほうをよろしく願いしたいと思います。くどいようですが、市長、どうぞよろしく願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） アンケートについては、先ほどから何度も答弁させていただいてますように、まずは消防団とちょっと十分話合いを持って、分団長会議とか会議の場がどういうふうに機能しているのかなんかも確認して対応していきたいなと思っております。

それから、この団員確保というのは、何度も答弁するようではありますが、うきは市だけではなくて、全国的な団員減少、あるいは定員割れというのは、全国的な現象であります。そういう中で、やっぱりこの問題は社会全体で取り組むことが必要ですので、自治協議会を通じた区長への協力依頼であったり、広報誌等を通じた募集活動、さらには様々な形で、今、消防団の皆さんの活動状況をいろいろ発信をさせていただいております。小・中学生にも消防団の必要性というの

をしっかりさせていただいているんですが、何よりも消防団確保のために一番重要なのは、やっぱり処遇改善ではないかなと、こう思っています。様々な処遇改善、今日までやってまいりましたが、実はここに福岡県市長会、実はこの問題、福岡県全域——60市町村共通の悩みですので、ぜひ市長会として国のほうへさらなる消防団員の処遇改善、あるいは地方自治体への財政措置の見直しを国に示してほしいと、強いお願いをしておりますので、うきは市だけではなくて、もっと広域的にこの問題にも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

一般団員の多くの意見というのは、やっぱり訓練の在り方がどうなのかって。今の若い世代なのか分かりませんが、効率、効果的にやっていくという考え方が多いみたいに私は受け取っております。

先ほどポンプ操法のお話をしましたが、現実的にこれが火災現場で効果的なのかという、それよりも実践的な訓練を取り入れるべきではないか、そういった建設的な考えを持っている団員さんがいっぱいいるというのも知っておいていただきたいと思ひます。うきは市で数年前にボートを購入しましたが、そういった操縦訓練をしたりとか、そのほうが災害に、実災害に沿った訓練ではなからうかと思ひております。そういった訓練を検討していただきたいというのが若い一般団員の声であるということを知って、そういった声があるというのが現状だろうと思ひておりますので、そここのところも考えていただいて、よりよいうきは市の消防団組織づくりをしていただければと思ひます。

以上で私の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、5番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時5分より再開します。

午前9時47分休憩

午前10時05分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

1年前、この3月議会で私たちうきは市議会は、ロシア軍の侵攻、そして核兵器を威嚇に使うことに対して決議案を採りました。しかし残念ながら、まだ今日も戦争が続いております。大変心が痛む状況であると思ひております。

しかしその一方で、危険な戦場に行かない軍人や政治家たちが、ロシア軍の侵攻、中国の力による支配拡大、北朝鮮のミサイル発射等を名目に、敵基地の攻撃能力等、論議のすり替えを行い、軍事費増大を画策しています。そのため12月26日、国会が閉会すると、岸田内閣は国会の議論もなく、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書を決定するだけでなく、防衛予算GNP2%以上、6兆8,219億円以上を閣議決定しました。

このことについて幾つかの新聞記事が載せられました。1つは、元官房副長官補である柳沢協二氏が、「軍備強化より外交戦略を」ということの記事を、これは西日本新聞12月9日に載せられました。恐らく岸田内閣の危ない状況を予測されたものと考えられます。

また、その後、12月23日、元海上自衛隊自衛艦隊司令官、香田洋二氏が、朝日新聞に記事が載せられております。そこには、「5年間で43兆円、身の丈を超えている、現場のにおいがなし」、そして下のほうには、「「2%」が先行政治からの声に悪乗りはないのか」という危険性を指摘されております。

このような結果、現在もロシア軍のウクライナ侵攻で穀物や燃料、原材料高騰の上に、新型コロナ感染症による影響で物価の高騰を招き、市民の生活は困窮しています。市当局の迅速かつ継続的な取組に期待し、具体的な通告書に基づいて質問を行います。

1点目が、法律や条例、規則が守られるまちづくりについてです。

12月議会、少し時間が足りませんでしたので、追加として第1番目に上げております。

1点目が、2022年11月と12月の市職員と教職員の月別、小・中学校別超過勤務の実態（45時間以上、80時間以上、そしてあってはならない100時間以上の人数）と原因、効果ある縮減策について伺います。

12月議会終了後、100時間以上の人数が、教職員では3名あったとの報告を受けております。この点については、また再質問の中で取り上げていきたいと考えています。

2点目は、教職員の持ち帰り仕事時間と昼休みの実態把握に取り組まない理由について、教育長のほうは客観的な把握が難しいということでしたけれども、これは労働基準法並びに文部科学省通知（令和4年1月28日、同じく令和5年2月3日等）、さらにうきは市立小中学校管理規則第29条（業務の管理）に照らし、改善点を伺います。

3点目は、市職員と教職員の超過勤務削減策について伺います。

また、SDGs目標10ターゲット3（差別的な法律、政策及び慣行の撤廃等）との整合性についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく3つの御質問をいただきました。

まず、1点目、3点目のうち、市職員に関しましては私から答弁をしまして、1点目、3点目の教職員関係と2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、令和4年11月と12月のうきは市職員の月別超過勤務の実態と原因、縮減策についての御質問でありました。職員の時間外勤務の状況でございますが、令和4年11月、12月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員が2か月間の合計で1人、80時間以上の職員はゼロ人でございます。令和3年度と比較しますと、45時間以上が5名の減少となっております。時間外勤務の要因につきましては、12月に開催されたイベント対応など他律的な業務等によるものであります。

3点目の市職員の超過勤務削減策についての御質問であります。市ではノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するためのメール等による周知・啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員及び所属長については、月の途中で、まず所属長宛てに現状の把握と業務の平準化等に関する配慮をお願いしております。その後、結果的に月間の時間外勤務が一定時間を越えた職員と所属長にはヒアリングを実施して、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行ってきているところであります。今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 令和4年11月と12月の教職員の月別、小・中学校別の超過勤務の実態と原因、効果ある縮減策についての御質問ですが、市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態については、令和4年11月の45時間以上の人数は、小学校137名中60名、中学校56名中31名、80時間以上の人数は、小学校4名、中学校4名で、100時間以上の人数は、小学校ゼロ、中学校1名でした。12月の45時間以上の人数は、小学校137名中32名、中学校56名中19名、80時間以上の人数は、小学校ゼロ名、中学校1名、100時間以上の人数は小・中学校ともにゼロでした。主な原因として、小・中学校ともに、学習発表会等の学校行事や学期末に向けた資料作成等が挙げられます。

11月、12月の合計人数を令和3年同月の合計人数と比較しますと、45時間以上の人数は、小学校は33名減少、中学校は14名減少しています。80時間以上の人数は、小学校は5名減少、中学校は3名減少しています。100時間以上の人数は、小学校は令和3年、令和4年ともにゼロで、中学校は令和3年はゼロでしたが、令和4年は1名となっております。100時間を超える教職員がいたものの、全体的には減少傾向となっております。

効果ある縮減策としては、小・中学校の校務支援システムの活用や、うきはっ子応援隊による教職員のサポート体制の充実等が挙げられます。また、令和5年度途中から、出欠に関する学校

と保護者の連絡ツールの構築を計画しているところです。

2点目の教職員の持ち帰り時間と昼休みの実態把握に取り組まない理由と、労働基準法、文部科学省通知、うきは市立小中学校管理規則第29条に照らした改善点についての御質問ですが、教職員の持ち帰り時間と昼休みの実態把握については、令和4年12月議会の一般質問でもお答えしたとおり、客観的な把握が困難であるため行っていませんが、課題等があれば、学校においては校長が校内の衛生委員会等で対策を講じて改善を図り、また教育委員会においては総括健康管理委員会や校長会等で超過勤務の改善に向けた指導を行ってまいります。

また、文部科学省の令和4年1月28日付、「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項」及び令和5年2月3日付、「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた、令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」の補足事項について」では、令和3年12月24日に公表された、学校における働き方改革に係る調査結果を踏まえ、勤務時間管理の徹底など7つの留意事項が上げられています。

文部科学省通知やうきは市立小中学校管理規則第29条に照らし実施している点は、客観的な在校等時間の把握や在校等時間の上限等の規則への反映、学校行事の見直し、ICTを活用した校務の効率化等があり、今後の改善点としては、学校、保護者等における連絡手段のデジタル化や部活動の地域移行等に取り組んでいく予定です。

3点目の教職員の超過勤務削減策とSDGs目標10ターゲット3との整合性についてですが、SDGs目標10ターゲット3では、「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」としています。教職員の超過勤務削減策については、1つ目の質問で、「効果ある縮減策」として述べたとおりです。今後も、学校や地域の実情を踏まえながら、教職員の超過勤務削減に向けた取組を進めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入る前に、教育長に幾つかお尋ねしたいと思います。私と、多分、教育長との出会いは、今から40年前、私が水分小学校で同和教育の担当をしているとき、麻生教育長が田主丸中学校の同和教育担当者として質問教室に来られたのが多分最初ではなかったかなと思っております。それ以降、それぞれの立場で、学校現場で教育に当たってきたわけですが、今回、御勇退されるということで、教育長が教員としてよかったなという、実践としてよかったなというのを幾つか、二、三点で結構ですので教えていただけないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 大変懐かしい御質問をいただいております。

私が教員としてよかったなと思うのは、私、中学校社会科の教員でございますが、それこそ30代の頃、朝の3時、4時まで教材研究しまして、そういう生活をやりながら、やっぱり次の日の授業が大変うまくいったといえますか、そういうこと。

一番うれしかったのは、年賀状で子供がですね、先生って、2学期の経済の何とかの授業から、先生の授業えらい分かりやすくなっていると褒めてもらったことですね。これがやっぱりですね、やっぱり人は褒められて育つなというのを教師として自ら体験させていただきました。

ほかにもいっぱいうれしいことありますが、この年になりますと、教え子がやっぱり頑張っている姿を見ることがとてもうれしくて、私は教師になってよかったなと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

私も、やはり一番思うのは、授業準備をして、次の日うまくいったこと。そして子供たちの瞳が輝いた、分かった、あるいはできるようになったということではないかと思っております。

ところが、その40年後の現実はどうかといいますと、お配りしております資料のA面を御覧ください。ここに2022年10月のある中学校の先生のタイムカードの写しです。これは情報公開制度で請求したものです。

見ていただくと分かりますように、このA先生の勤務日数、それから超勤の合計時間、そして平日で一番長い勤務だろうと考えられる日がありますが、その点について教育長はどのように考えてあるのか、その実数とともに答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 超過勤務の状況につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年度と比較して全体的には減少傾向にあるわけですが、一部このような実態があることは承知いたしております。また、このケースについては10月のケースだろうと思いますが、校長を通じまして、この状態につきまして指導したところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） タイムカードについて数字を確認していきたいと思っております。

このA先生の勤務日数は、10月は31日しかありませんが、28日間。そして一番上のほうの一番右にあります、超過勤務時数が125時間01分。そして帰られた時間が一番遅いという平日は、中段のちょっと下になりますが、10月20日木曜日、朝7時49分に来られて夜の22時03分に帰られています。このような数字の確認で、教育長よろしいでしょうか。今、読み上げたことで間違いありませんかということです。

○議長（江藤 芳光君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） この開示請求されて出された資料、これがそのとおりであればそのとおりだろうと理解いたします。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） これ開示請求して、ここに、このようにたくさんありますので間違いありません。ただ、このA先生で125時間は当然のことですが、気になるのが、縦の列の真ん中ぐらいにあります休憩時間です。45分が全て天引きされております。教育長は、先ほど学校現場に勤めておられました、現役時代、昼休み、いわゆる休憩時間は45分、毎日取れていましたか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 若干、私の個人情報の提供になっておりますが、私は、昼休みは子供たちに私のところに来るように話をしていました。勉強の分からない子、悩みのある子、そういう子供たちと色々なことをやりましたし、それと余裕があるときはグラウンドのほうでソフトボールとかやっておりましたので、私はそういう昼休みの使い方をいたしておりました。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） そのような形で実際は取れておりませんが、それをタイムカードで45分ずっと引くのはいかななものかと思っております。先ほど校長には指導したということですが、やはりこの昼休みの実態調査はぜひ行っていただきたいと思っております。

次が、その下にB先生を書いております。これは2022年9月9日金曜日です。朝6時32分に来られました。そして朝、9時2分に帰られました。恐らく何らかの御用があつて年休を取られたものと考えられます。ところが、朝6時32分に来て朝9時2分に帰ったのに、このB先生の勤務時間は1時間43分となっておりますが、教育長、これには問題ありませんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） すみません。今、この一番下を見ましたので、議員がおっしゃりたいことは、6時32分に来て9時2分に帰ってるわけだから、1時間43分よりもっと長いんじゃないかということをおっしゃりたいんですか。

これは何で1時間43分という数字が出るかは、これはあくまでミライムという、パソコンのほうで処理している内容でございますので、ひょっとして数字が飛んだりしているかもしれません。ここで、これがどうだということは、ちょっと申し上げにくい状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） いえ、これは45分のいわゆる休憩時間を天引きしている結果として、この1時間43分というふうになっております。したがって、このようなA先生の場合

合の昼休みもそうですが、B先生の学校ではこのような状況ですので、やはり正確に把握しましょうというのが文科省や県教委の方針ですので、その点検を行っていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 分かりました。ミライムが、今、平日の月曜から金曜までについては1日になるということで、45分間を引くという対応をしております。この金曜日、早くお帰りになっているんですけど、その機械の設定でこういう処理がされていると思いますので、そこは少し担当のほうと話をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ほかの学校では45分が天引きされていないということもありますので、繰り返しになりますが、休憩時間の45分、そしてそれぞれの先生の超過勤務については十分把握していただきたいと思います。

そのことが2番目につながりますが、昼休みの実態把握が進まない理由ではないかと思っています。文科省の一般的な調査で言えば、10分から15分ということですので、実際取れてないのが30分の20日間で約600分。それを60で割ると10時間近くになりますので、先ほど述べられた超過勤務が、例えば45時間以上の方は実際は55時間以上という形になりますし、限りなく100時間に近かった先生は恐らく100時間を超えるという状況ではないかというふうに思っています。

それでは、その表の一番下に書いてありますうきは市小中学校管理規則の（1）1箇月に45時間、（2）1年につき360時間の下、「校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない」ということですが、先ほど、多くの人数を述べられましたが、その校長は業務量を管理していると教育長は思われますか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私、6月の定例校長会の折だったと思いますけども、月半ばにして職員の超勤の合計時間数等辺りを見て、そして改めて指導すべきことは指導していただきたいと、そのようなこともお願いをいたしております。学校がいろんな状況がある中で、その辺りが十分できてないとすれば、またさらに改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ただ、今、教育長が述べられたんですが、昨年11月25日、第1回うきは市総括健康管理委員会の会議録によれば、A小学校の校長は学期に1回、衛生委員会を開催し、20時の戸締まりを目標にしている。B小学校も、超勤について19時に声掛けをし

ているということで、先ほど言いました小中学校管理規則第29条に違反しているのではないですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、学校は、うきは市の学校に限らず、教職員の年齢が、うきは市の場合、平均で35歳から四十三、四の間に全ての小・中学校が入っております。ただ、この状況の中で、年齢構成からいきますと、55歳以上の職員の固まりと20代の職員の固まりという状況でございます。その20代の職員は、先ほど私が申しましたように、あしたの授業をするためにやっぱり教材研究をしなければいけない。これはもう議員もよく御理解いただけたと思います。

じゃあ、その若手職員に帰れと指示するのは簡単なんですけど、帰ったらその職員は次の日の授業ができない、授業ができなければ学級がおかしくなる、そしていわゆる学級崩壊を起こす、こういうリスクが、今、うきは市に限らず、どこの市町村の学校現場でもあるわけでございます。この辺りのところが最前線の校長先生方もお悩みだろうなと思いつつながら、私は校長会等で、それでも改善すべきを改善しようというところで進めさせていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、その下に書いてあります、「教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教職員の業務量が適切に行われるよう管理するものとする」とありますが、これは5人の教育委員会でこの業務量について話されたことはありますか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 業務量そのものということよりも、私はこの議会で私がお答えしている内容、この答弁の初発の答弁は全て教育委員にお渡しをいたしております。その理解の上に立って、教育委員には学校に出向いていただき、その中で学校からも働き方改革の説明をさせ、それに対して教育委員に意見を言っていただいております。非常に厳しい御意見もいただいているところがございますので、しっかり努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が言ってるのは、先ほど見せましたように、このような個々の教職員の实態を教育委員会の5人の教育委員で論議をされていますかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総括健康管理委員会の資料等もお出しいたしております。この業務量そのもののこういう個別のデータで教育委員と話し合ったことはございません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ここ5年間ほど教育長と話してきましたけれども、やはり具体的な事例を基に話していかないと、5人の教育委員たちは、1回目の答弁資料は読まれますけれど

も、今、論議したような会議録等を読まれてないとする、やはりこの教育委員会は適切に行われるよう管理していないということになるのではないかと思いますので、これはぜひ次の教育長に引き継いでいただきたいと思います。

さて、るる教育長が述べられました、校長会で取り組んでもなかなか進まない。その原因を私なりに調べておりましたら、このような令和2年の文科省の「学校における働き方改革～取組事例集～」というのがありました。その中の一部を、この資料の右下につけております。これは守谷市の教育委員会のプランで、小学校と中学校の時間割といいますか、週時制になっております。

守谷市では、小学校も中学校も1日5時間授業を3日設定されています。私たちは、高学年になれば毎日6時間が当たり前だと考えてきたわけですが、既に2年前から守谷市は取り組んでおられます。そのほかの市町村でも、このような取組がなされておりますが、この週時制で5時間の日を設定する考えは、教育長はありますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） この資料に基づきまして、私のほう、ちょっと説明をさせていただきます。

真ん中に表がございます。その下に総授業時数というのが、小学校の場合、1年生が850時間に始まり、6年生が1,015時間でございます。小学校は、実は従来授業時数が少なかったんですが、外国語活動等、英語が入ってきたことによって、小学校の4・5・6年生が中学校と同じ授業時数を確保しなければいけなくなりました。中学校は、3学年とも1,015時間でございます。そのためにうきは市では、この授業時数の確保と、子供たちや先生たちに余裕を持っていただくために、午前中5時間授業にいたしております。その結果、授業時数の確保というのできて、子供たちの学びが進んでいるという面がございます。

一方、議員が御指摘になりましたように、そういった週時程の工夫はできないかということでございますが、低学年は御存じのように既に早く、授業時数が少ないわけですから、早く帰しております。問題は、高学年のほうの週時程の件だろうと思います。これは何かを省けば上がるわけでございます。だから、例えばここにある清掃をしないとか、みゆきタイムを外すとかいうようなことをすれば上に上がっていくわけです。実は、この週時程の検討につきましては、小学校のほうはまだいろいろ試行してないんですけど、実は中学校は、今度、部活動改革の、今、動きをいたしておりますので、その中で中学校の週時程を工夫してみようかということ、今、いろいろ試行を始めております。

ただ、1つだけ御理解いただきたいのは、部活動で週時程を工夫して、仮に部活動の、今、平日4日間やっているのを仮に3日間とかにするとしますね。そうすると、ここからがまた保護者の方に御理解いただかないいけないんですけど、例えば中体連という枠組みで、三井郡、小郡市、

うきは市が一固まりなんです。そうしますと、この3地域が同じような部活動の日数を考えていないと、保護者の方にすれば、なぜうきは市だけ少ないんだとか、そういった懸念もあるわけですね。

だから、議員の御指摘は本当に考えていかなければいけない点だと私は思っておりますので、そういったトータル的なところも含めてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければありがたい。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） この守谷市が、先ほど言いましたように、2年間取り組んで成果を上げております。ほかの自治体も上げております。したがって、幾ら校長が、若い職員と言われましたけど、若い職員に限らず帰りなさいと言っても、6時間まで授業があれば、当然その後に、御幸小学校の場合は月曜日、同学年会、運営委員会、火曜日は委員会活動、代表委員会、クラブ、水曜日は教育支援会議、校内献立検討委員会、木曜日は研修会なり職員会、そして金曜日にはプロジェクトチーム会議というものが入ってしまっていて、先ほど教育長が冒頭言われましたように、やはり教員としては教材研究をしたり、あるいはいろんな子供の作品に丸をつけたりコメントをつけたりとすることをしたいということがあるんですけども、この時間帯ではどうしてもできないという組合せになっております。

しかも先ほど、6年生は1,015時間で、授業可能時数は、その下を見ていただくと分かりますように1,196時間となっておりますが、実際の御幸小学校が昨年度、6年生が授業されたのは1,208時間ということで、そもそも文科省がしなさいという最低限の授業時数に様々な学校行事を組み合わせるとして1,196時間が出てるのに、またさらにやっています。ということは、どうしてもこの1日5時間で帰す時間を設定しないと、これはもうはっきり言って無理ではないかなと思っておりますが、教育長、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 文部科学省の考え方というのは、年間を35週とみなして、この1,015時間という数字をはじいております。しかし現実の学校は、大体、年間40週、あるいはそれを超えるぐらい授業をすることができます。したがって、最初からこの文科省の標準時数を超える枠組みで学校は設定しております。

なぜそうするのかというと、御案内のとおり、新型コロナによる臨時休校、あるいは台風災害、豪雨災害、様々なことが起きれば、学校は授業をカットしていき、あるいは臨時休校します。そういう不測の事態に備えての年間指導計画をつくっております。ただ、結果として、議員が御指摘になったように、時間が多かったということはあると思いますが、じゃあ、だからといって前もって1,015時間で計算しておけば、じゃあそれより低い数字になると。したがって、そ

れで子供たちの学びを確保できるかという点でございます。

しかし、議員が言われるその検討というのは、週時程を考えていかなくちゃいけないというのは、私もそう思っておりますので、またそういった方面からも考えてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、教育長が40週というふうに考えてありましたので、仮に1時間ずつ減らしても40時間しか減りません。それでさっき言った1,208時間ですので、40時間減っても別段影響ないということです。これは、やはり教育委員会が率先してしないと大変な問題が起こっています。

1つは、「教員残業代なし、危機感」ということで、文科省が民間に人材が流出しているという問題。さらに、「低い教員倍率、九州際立つ」ということで、このような大変な問題が起きているわけです。子供たちにとっての一番の環境である先生たちが、毎日毎日疲れ果てているだけでなく、教員を目指す若者が減っているということは、これはもう大変な危機的状況だと思いますので、ぜひ教育課程、1日5時間導入をしていただいて、しっかり先生たちが教材研究をして授業に臨まれるように取り組んでいただきたいということをお願いして1点目を終わりたいと思います。

続きまして2点目が、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて。

(1) ゼロ歳児から就学前の保育料、副食費、園児服等の保護者負担総額と内訳並びにうきは市の取組の成果と課題についてお伺いいたします。

2点目が、うきは市の教育団体から、2023年度教育予算要求の対応と地方教育行政法第29条（教育委員会の意見聴取）ができているのか、お伺いいたします。

3点目は、高校生、専門学校生、大学生に対するうきは市の支援策（通学費補助、学校行事費補助、奨学金、奨学金返済補助等）の課題についてお伺いいたします。

今回の予算で、若干のうきは市外からうきは市に下宿する高校生への補助並びに保育士だったでしょうか、の採用について、奨学金免除並びに若者に対する家賃補助等の予算が出ておりましたけれども、やはりもっともっと多くすべきではないかということでお尋ねいたします。

それから4点目が、会計年度任用職員の実態です。本年度、導入3年目が終わりました。その成果と課題についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく4つの御質問をいただきました。

まず、1点目と3点目、4点目につきましては私から答弁し、2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、ゼロ歳児から就学前の保育料、副食費、園児服などの保護者負担額と市の取組の成果と課題についてであります。保育料につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月より3歳児から5歳児までの保育料は無料となっております。また、3歳未満児においては、同法第27条第3項第2号に掲げる、政令で定める額を限度として、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得状況、その他の事情を勘案して、市町村が保育利用者の負担額、いわゆる保育料を定めることとなっております。

ゼロ歳児から3歳児未満児の保育料につきましては、市民税額に応じて9つの階層に分かれ、さらに保育時間に応じて保育標準時間と保育短時間に分けた料金設定を行っております。兄弟姉妹が保育所や幼稚園などを利用している場合は、保育料は年齢が高い順に、2人目は半額、3人目以降は無料としております。また、母子・父子世帯及び在宅障がい児のいる世帯は、保育料を軽減しているところであります。3歳未満児299名のうち保育料が無料の園児は17名、これとは別に2人目半額の対象となっている園児は141名、3人目以降、無料の対象となっている園児は16名でございます。

副食費につきましては、3歳未満児は保育料に含まれておりますが、3歳以上児では市民税所得割課税額5万7,700円を超えると4,500円を頂くこととしております。3歳以上児486名のうち副食費無料の園児は132名で、これとは別に3歳以上児の第3子で副食費無料の園児は1名いらっしゃいます。課題としては、物価高騰による給食食材費の高騰がございしますが、物価高騰分を保護者や運営者に負担させることがないよう、今年度と新年度は物価高騰の影響を受ける保育所等に対して、給食食材費を支援する「保育所等給食費補助金」を予算計上して対応しているところでございます。

園児服等、入園の際に購入していただくものにつきましては、体操服、帽子やリュックになりますが、公立・私立によって差があり、およそ1万円から1万4,000円程度となっております。課題としましては、入園時に金銭的負担がございしますが、できるだけ保護者の負担とならないよう価格を抑えているところでございます。

3点目の高校生、専門学校生、大学生に対する通学費補助等の支援策と課題についての御質問であります。定員割れが続くなど厳しい状況にある浮羽究真館高等学校を支援するため、令和5年度当初予算で新規事業として、「浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金」を計上いたしております。この補助金は、市内唯一の高校である浮羽究真館高等学校に通学する生徒の保護者に対し、下宿等の家賃に要する費用の一部を補助するものであり、月額上限2万円、年額上限24万円の支援を行いたいと考えております。

また、若者の移住・定住を促進し、市内事業者の担い手となる若い人材の確保を目的として、新たに「奨学金返還支援補助金」を創設し、市内に1年以上住民登録のある30歳未満の者で、

市内に本店か支店のある企業に就職している方については、年額上限24万円で、最長5年間で120万円を支援したいと考えております。同様に、市内に1年以上、住民登録のある30歳未満の者で、筑後地域内か日田市に就職している方については、年額上限12万円で、最長5年間で60万円を支援したいと考えております。

議員から御提案のあった通学費補助、学校行事費補助、奨学金等のさらなる支援策につきましては、今回新たに取組を開始する予定である「浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金」や、「奨学金返還支援補助金」の実施状況や他団体の先行事例等を注視しながら調査・研究を進めていきたいと考えております。

4点目の会計年度任用職員の実態と課題についての御質問でありましたが、地方行政の重要な担い手となっている臨時職員、非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保することなどを目的として、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されております。会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる職員と定義されており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムの者と1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムの者の2つの類型がございます。うきは市においては、各課へのヒアリングを通じて、それぞれの職の必要性を十分確認の上、1週間当たりの勤務時間を原則として30時間と設定をしております。

令和5年2月時点での会計年度任用職員の任用状況でございますが、年齢別に見ますと、60歳代が全体の36%と最も多く、次いで30歳代、40歳代、50歳代がそれぞれ約15%となっております。また性別では、72%が女性であり、任用期間別としましては、約90%が令和4年4月時点から1年間の採用期間となっております。福利厚生、休暇制度、保険制度、救済制度としての相談窓口などの各種制度については、一般職の地方公務員と同等であることから、地方公務員法の規定に基づき運用を行っているところであります。

うきは市では、短期、中期的な視点での政策と考えられるコロナ対策、マイナンバー対策や各種給付金支給制度対応など、様々な場面で活躍をしていただいております。市としましては、今後予想される労働力不足への対応として、人材確保への取組を進めるとともに、引き続き効率的な行政体制の実現のため、会計年度任用職員制度を運用してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目のうきは市の教育諸団体からの令和5年度教育予算要求への対応と地方教育行政法第29条の教育委員会への意見聴取ができてきているかとの御質問ですが、令和5年度の教育予算要求として、うきは市小中学校PTA連合会、福岡県教職員組合浮羽三井支部、うきは市「母と女性教職員の会」の団体から、毎年、学校職員の人員配置、教育費の保護者負担軽減、職場環境づくりの充実、国・県への要求など、様々な面から予算要望をいただいております。

予算要求提出の際は、できる限り市長、教育長が出席して、直接、要求の内容を伺っています。要望の内容は多岐にわたっており、全ての要望を実施することは困難ですが、市の財政状況や要望内容を精査しながら、できる限り予算化に努めているところです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条における教育委員会の意見聴取についてですが、当初予算については、毎年3月議会前の定例教育委員会で当初予算を議案として提出しており、内容を説明した上で意見を伺い、私から市長に報告をしているところです。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先日、浮羽究真館高校の生徒さんたちと意見交換会を行いました。その中で出てきたのが、例えば学食費が高いので何とかならないのかとか、あるいは杷木町から通学しているけれども、バスの接続、杷木とうきは発着所が繋がっていないと思いますが、そのような問題。そして学校の校則を変えたいと思って生徒会で話し合ったけど、残念ながら先生たちは認めてくれなかった等々、いろんな課題を発してくれました。このような課題を解決するのが実は政治なんだよという形で話をしていたところでした。また詳しいことは市議会だよりに載るだろうと思いますが。

1点、市長に、中学校2年生から、岩の井広場のバスケットコートのネットをつけてほしいという要望書を私が仲介いたしました。その点については市長、どのようになったかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ちょっと具体については承知してないところがあるんですけども——生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 岩の井広場のバスケットコートの件につきましては、今現在は予算がありませんので、来年度予算のほうで検討してまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） よろしく願いいたします。

それでは、実は昨年、厚生文教常任委員会で、子育て支援の本家、吉賀町と日本一の子育て村、邑南町の子育て支援策について行政視察を行いました。

この視察で分かったのは、予算、人、施設の充実、保育所・幼稚園の放課後庭園の開放で、公園化してありました。この2つの町は子育てのまちづくりという姿勢で取り組まれ、急激な少子化を防いでいたという状態が分かりました。

さらに、お手元の資料B面右下に書いてありますが、吉賀町の子育て支援策として、吉賀高校支援事業に4,700万円余り、そして邑南町の子育て支援策として2,600万円余り、また吉

賀町では学校給食は無料ということで1億700万円余り。邑南町も、学校給食補助として1億3,538万円等々ありました。

今、新聞等にも給食費の無償化ということは取り上げられているわけですが、市長、この給食費の無償化、若者が住みやすいまちづくりに、あるいは人口減少に役立つと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 給食費の保護者への負担軽減については、令和5年度の当初予算にも計上させていただいておりますが、一部について御支援したいということで取り組んでいきたいなと思っております。

そしてまた、お尋ねのその無償化につきましては、今朝の朝日新聞にも「給食無償化、割れる自治体」という大きなタイトルで、今、議員持っているとおりであります。いろいろ自治体間で別れておりますが、なかなか子ども・子育て対策というのは非常に重要で、やるべきことがたくさんあります。そして我々もかなり、50を超える事業に令和5年度も予算計上させていただいているところでありますが、何せ財政負担が伴うところでありますので、そういう視点でいきますと、いかに効率的な少子高齢化対策を打っていくかというのが大きな課題であろうかと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、給食の件がありました。本年の1月18日、西日本新聞でも「少子化対策に給食無償化の進め」ということで、全体ではありませんし、自治体任せで地域で広がる格差ということがありましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

県の予算で給食への補助があったということは、市長御存じでしょうか。来年度予算、福岡県が給食費の補助をするという予算がついているそうですが、まだ御存じではないということですかね。（「無償化ですか」と呼ぶ者あり）無償化ではない、補助です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福岡県の具体的な施策については、今、御指摘の施策については、ちょっと承知をしてないところであります。

しかしながら、一般論でございますが、今年の1月23日に招集された今国会においては、岸田首相が異次元の少子化対策を打ち出したことを受けて、今、少子化対策が大きな議論の中心となっております。今国会では、児童手当を中心とした経済的支援の強化、全ての妊産婦、子育て家庭が利用できるサービスの拡充、あるいは育児休業の強化の3つを柱とした少子化対策や、今、御指摘の小・中学校の給食費の在り方、あるいは子ども医療費の在り方、あるいは保育料の無償化、あるいは税制でいきますと、N分N乗方式の導入や社会保障制度の在り方などが少子化対策

に関して多岐にわたる議論が行われていますので、私どもとしては、県もさることながら、国の少子化対策の動向をしっかりと見据えて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、給食無償化、一気に無理だとしても、幾つかの補助をぜひお願いして、再度質問をさせていただきます。

会計年度任用職員の、今、実態を聞きましたら、30代、40代はそれぞれ15%ずつということで、やはり子育て、あるいは家庭形成時代の人たちが多いということでした。しかも72%が女性ということ。なおかつ90%が1年ということであると、これはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。いわゆる少子化、あるいは人口増にはつながらない状況ではないかというふうに思っております。

最後ですが、もし会計年度任用職員の方がパワハラやセクハラを受けた場合の相談窓口は、学校現場であっても市当局でいいのか。そして、そのことに対して相談内容を、パワハラ、セクハラを行った学校現場や市の幹部に直接伝えるということはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） いわゆるハラスメントに対する対応の窓口ということになるかどうかと思いますが、申し訳ありません、教育委員会関係の会計年度任用職員につきましては、ちょっと確認をしなければなりませんので、お答えを控えさせていただきますが、一般的なそれ以外の職員につきましては、私どもの窓口で対応させていただくものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 時間がなくなりましたが、窓口の最高責任者は市長、副市長、それとも外部の弁護士等ということだけお答えをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 一応、トップといたしましては、そういう窓口で受けておりましたそういった内容につきましては、総務課長のほうで責任を持って受け付けをいたしまして、その後、何がしかの委員会を設置する必要がある場合には、副市長をトップとしました、そういう委員会を設置して内容を協議するというものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 時間が参りました。

これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時06分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、午後の部を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、8番、岩淵和明議員の発言を許可します。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 8番、岩淵和明と申します。通告に従って一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、今回質問させていただくのは2つあります。新型コロナ関係の感染症についてが1つと、それからマイナンバーカードについて幾つかの疑問点、質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

政府は1月27日に、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを5月連休、具体的には5月8日というふうに言われておりますけれども、2類相当から5類に引き下げる。移行に伴い、今後の課題について少し確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目は、うきは市の感染状況を把握できるよう県または国に求め、迅速な対策が取られる体制の構築を求めたいと思います。

2点目は、高齢者施設・障がい者施設での従事者及び入所者についての感染防止用具・コロナ感染検査の実施等、支援の継続を改めて求めたいと思いますけれども、所見をお尋ねしたいと思っております。

3点目は、高齢者施設・障がい者施設での施設内隔離、現在行われているわけですが、それを見直して、施設利用者を施設外の医療機関に移動させるため、医療機関との連携を強化支援するよう求めるが、考え方についてお尋ねをしたいと思います。

4点目は、幼稚園・保育園・学童保育所の従事者への感染防止の衛生用品・コロナ感染検査等、継続支援を求めたいと思いますが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上、4点よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染症について、5類引下げ移行に関しまして大きく4つの御質問をいただきました。

1点目が、県または国に感染状況の把握を求め、迅速な対策が図られるよう体制の構築を求め

ることについての御質問であります。議員御指摘のように、1月27日、国は新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法の位置づけを「5類感染症」に変更することとし、これまでの政策や措置を見直すことを決定いたしました。このことは、ウィズコロナへの取組をさらに進めていく上で大きな一歩であります。しかし、ウイルスそのものの性質が変わるわけではありません。引き続き市民の皆様への命と健康をしっかりと守るため、医療機関における診療・検査体制や変異株の発生動向を把握できる体制等を構築することが求められております。

このため本市におきましては、県に対して、福岡県市長会を通じて、入院措置・勧告、検査や公費負担、相談窓口などの「患者等への対応」や入院調整、患者搬送などの「医療供給体制」、ワクチン接種の無料化、医療機関から保健所への発生届やクラスターを含む積極的疫学調査といった「サーベイランス」など、4項目について現在の体制を継続するよう要望書を提出したところであります。市民の皆様や医療・介護現場等に混乱や不安が生じないように、今後も引き続き国や県に対して必要な体制の構築を要望してまいりたいと思っております。

2点目の高齢者施設等への感染防止用品や検査の支援継続についての御質問であります。重症化しやすい高齢者施設や障がい者施設においては、今年度、「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金」の対象外となった市内事業所に対しまして、市の独自支援策として「高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金」、「障がい福祉事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金」を給付し、感染防止用品の購入や検査実施等の感染症対策支援を行っております。また、クラスターが発生した際は、高齢者施設等にマスクやアルコールなどの感染防止用品の配布を行いました。重症化しやすい高齢者施設等の皆様を守るため、今後も必要な支援を継続してまいります。

3つ目の高齢者施設等での施設内距離の見直しと医療機関との連携の強化についての御質問であります。高齢者施設等においては、北筑後保健福祉環境事務所の指導により、入所者が新型コロナウイルスに感染し医師が入院の必要がないと判断した場合は、施設内での療養となっております。また、濃厚接触となった入所者につきましては、感染対策を徹底した上で入所を継続することが原則となります。

これらの事態に対応するため、市内の高齢者施設等は、県が作成した新型コロナウイルス感染症対応の動画等の活用や、感染管理認定看護師などの指導により、感染者や濃厚接触者を適切に介護するために必要な基礎知識を習得しております。感染者の入院調整につきましては、2月13日、福岡オミクロン警報が解除となるなど、感染者数が減少している現在、適切な対応が可能となっております。また、高齢者施設等からは、クラスター対応についても、北筑後保健福祉環境事務所や嘱託医等の指示の下、施設内の療養体制ができているとの報告を受けております。

これらのことから、感染者を入所施設外の医療機関に移動させるために、医療機関との連携強化を行うことは現時点では考えておりません。

4点目の幼稚園・保育園・学童保育所の従事者への感染防止の衛生用品・コロナ感染検査等の継続支援についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症対策の支援としましては、令和2年度に「保育対策総合支援事業費補助金」としてマスクなどの購入を支援し、また「新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業費」として、感染防止等のかかり増し経費に対する支援を行ってきました。令和3年度と本年度は、一時預かり事業及び延長保育事業を対象に、感染対策に必要な物品の購入等の支援を行っております。このほか、幼稚園・保育所等、学童保育所に消毒液やマスクの現物給付も行っております。今後におきましても、これまで同様、国や県の方針に応じた支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） うきは市においてどのくらいの感染者があったかということを変更して、分かる範囲でいいですけど、昨年9月26日までは公表されているわけですけども、累計の罹患者の数は5,273人だったと思うんですね。それは今でもホームページ上、残っていると思いますけれども。そういう意味で、当初の未知の感染症に対して極めて市民の暮らしに大きな影響と制約を与えてきたということでもあります。これが改めて連休明けから、一定対応が変わるということになるだろうと思います。

そういう意味では、まだまだ感染症のリスクはあるわけですけども、5類への移行については、3年を経過してウイルスの変異との関係で感染力自体は強くなっておりますけれども、軽症の症状が多く呈するというので、行動の制限などの規制を緩和するという事は、この流れとしては理解しているところであります。しかし、先ほど市長もおっしゃっているように、一方で新型コロナウイルス感染症が改めて日常的に共存するというので、過小評価してはならないと考えております。改めて、公衆衛生の観点から、感染症の1つとして監視するというんですかね、そういったことに対処する必要があるというふうに考えております。

第8波のところで、特に言われているのは、家庭内感染やクラスター発生などで高齢者の死亡リスクが連動するというか、そういった問題が改めてクローズアップされたというふうに思っています。うきは市の市民の命と暮らしを守ることと直結する話だと私は思っております。

改めて、先ほど市長のほうからの答弁によりますと、市長会での要望等を出されたということ。引き続き今の情報提供をするようにということになっているかと思っておりますけれども、具体的に5類に移行するに当たって、うきは市での方策について所管担当のところへの指示は何かされているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、その感染状況の把握というのは重要なことだと思っております。昨年、令和4年9月26日から全数把握が簡素化されて、うきは市としての情報が入らなくなっておりますけれども、それ以降、以前、答弁でもさせていただきましたように、近隣の久留米市の発表状況をつぶさに情報共有しながら、今日も政策会議というか、内部会議でもこの状況を共有しながら、その動向を見ながら我々も対応させていただいているところであります。

そういう中、今回、5月8日から5類への引下げの中で、この全数把握が定点把握に移行することが示されておりますので、我々としては、先ほどから答弁させていただきますように、福岡県医師会のほうにサーベイランスとしてしっかり把握体制ができるように、福岡県市長会のほうから福岡県のほうに申入れをして、福岡県も服部知事のほうは厚生労働省のほうにその旨伝えていくというふうには話を伺っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと改めて確認しますが、今、うきは市内でコロナ関係の会議を、どういう名称だったか忘れました、今、継続的にするのか、あるいはそれは一旦解散するのか、その辺のところをちょっと確認します。コロナウイルス関係についての関係者の対策会議、定期的に行われているのかどうかということ、定期的に行われていると思っておりますが、それは、5月以降はどうするかということを確認したいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、国のほうでも、もう議員御承知のとおり、5月8日からの5類への引下げに伴いまして、医療供給体制をどうするのかと、様々な課題がまだしっかり決まっております。多分、今月の10日ぐらいには方向性が出るのではないかとというのが新聞情報であります。そういう動向を見ながら、内部体制についてもしっかりと、ちょっと今後、検討していきたいと、こう思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 配付している資料について、ちょっと御説明申し上げます。

私のほうから、2枚の4面にそれぞれしてありますが、改めて新型コロナウイルス感染症の厚生労働省のサイトから入手した情報をグラフ化したものが、ページ数書いていませんけれども、表裏にグラフとして載っております。福岡県のデータもあることはあるんですけど、なかなかちょっと見にくくて数値がよく分からなかったというのがありまして、厚生労働省のデータを活用させていただいております。

1点だけ、表の折れ線グラフのところ、実は70歳代が抜けておりますので、その辺のところはちょっと申し訳ないんですけども。全体としての年代別のところの推移について、9月21日以降、いわゆる27日以降のデータから把握できなくなったということもあったので、そ

の辺のところから週別の数を集計したものであります。

第8波は、一般的には11月頃からスタートしているというふうに言われておりますけれども、どの年代の罹患者が多いのか、ある意味ではこの折れ線グラフから分かるかと思えます。オミクロン株の特徴というのが、改めてエアロゾルということで、皆さんも承知しているとおりでと思えますけれども、年代別に社会的行動を伴う方々の罹患が非常に大きいということが実態として分かるかなというふうに思えます。

折れ線グラフの下の方に、ちょっと紫色とグリーン色の数値だけ載っておりますけれども、これは80代、90代の方の罹患者数であります。これは全体で言えば、全体の罹患者、その週の単位で言えば、例えば1月4日から10日の数値、下のほうに数字を入れておりますので分かるかと思えますけれども、80代が3.7%、90代が1.7%であります。

次の裏のページに棒グラフで載っているのが、福岡県の年代別の死亡者数であります。これも1月4日の時点も含めて、全体的にもそうですけれども、80代が全体としては38.3%、90代が33.9%ということで、合わせて72%ほどになります。70代を入れると91%というふうになっていまして、圧倒的に70代、80代、90代の方がお亡くなりになっているというのが分かるかと思えます。コロナウイルスに罹患したという数字とは、本当に比率で言えば高いということが実態として見えてくるなと思っているところです。そういう意味での高齢者の死亡リスクを減らす対策というのが必要だというふうなのは、改めて明らかになるのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど、9月27日以降、うきは市での感染者数の報告がなくなったということは、極めて、何と申しますかね、実態が分からない、何が世の中で起きているのかがよく分からないというのがあるんだと思っています。そういう意味で、この実態というのをきちんとつかむということが大事だというふうに。それを知らないと、福岡県の施策におんぶにだっこの状態なんですね。我々として、我々の地域として何が大事なのかということが、実を言うと全く抜けてしまうというのが現状だろうと思っています。そういう意味で、実態を把握するという事について、この間、何か動きはされたんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

新型コロナウイルス感染症に罹患する方が高齢者が多いということで、市内の実態をどういうふうな、現状把握についての御質問かと思えますけれども。市内の高齢者施設等にクラスターの把握等を行ったところでございます。高齢者施設は、市へ感染症発生時の陽性報告を行う義務は

ございませんけれども、報告のお願いをしたところです。1月に、市内の3事業所から、感染症発生時の陽性報告があったことを把握しているところです。その後は、クラスターの報告はあっておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味で、ある程度の努力はされたということだろうと思います。

いずれにしても、市長のほうに、そういう意味では努力が足りないと思いますけど、市長はたしか福岡県の後期高齢者広域連合の議会の議員でもありますね、今ね。そういう意味では後期高齢者医療制度に、はまる対象となる方々が多く罹患した場合のリスクが大きいと。そういう意味では、医療制度を運用するに当たっても極めて市民の暮らしの安全・安心をどう担保するのかということが大事だというふうに思いますので、その辺の考慮をいただいて、議会議員としてもぜひ頑張っていたきたいというふうに思っています。

もう一つ、高齢者と入所施設関係で、今、クラスターの話がありますけども、いわゆるゾーニングということで、さっき回答の中でも、県が作成した動画、あるいは2種類のマニュアルがあって、職員用と事業運営者用というのがあって、それを動画サイトを見ながら研修を受けると、こういう関係になっていると思っています。

今、市内で起こっているクラスターについて、先ほど1月に3件の把握していると。昨日の情報にも、実は久留米管内で70代、80代が10人ずつというふうに出ていましたから、何らかの動きがあったのかなど。結構固まって出てるということもあるんですけども。改めてクラスターがどうだったかということをちょっと、これも厚生労働省のデータとして、今日はつけておりませんが。

この第8波の9月、第8波というのが11月ぐらいからと言われているんですけど、統計としてデータが出されてたのが9月27日以降からの数値が出てないので、それを基にして全国のクラスターの状況というのが厚生労働省のホームページ上に載っているんですね。週別にずっと、年代別に載っていると。その9月以降、2月2日までぐらいまでの週単位の集計でいくと、今までクラスターが起きてる件数が全国で2万5,000件ぐらいちょっとあるんですけども、そのうちの1万4,808件が、第7波以降のところを出てる。実に57%という数値になる、件数としてですね。

そういう意味では、このクラスターを起こさないために何をするかという事前の対策は当然必要なんですけども、そこがなかなか難しいというか、職員不足も含めてあるだろうと思っています。この間、西日本新聞のところにも、クラスターの経験があった事業所からの報道というのもの

あったし、あるいは久留米広域消防のところの報道もあってまして、病院が見つからないという事態がこの地域でも起きていると。うきは市で起きてるかどうかは別としましてですね、久留米広域消防のところでも実際に起きて、かなりの時間を要しているというのが実態だろうと思います。

1つだけ言えるのは、5類に移行するとき、政府が決定したわけですが、**「新型コロナウイルス感染症に対する、見える景色が違う」**という尾身さんの言葉が、実を言うとラジオで聞いてたときにそういうふうにおっしゃってました。季節性インフルエンザと同じ5類というのは、脆弱な部分が実を言うとあって、今でも医療機関、高齢者施設の人たちが抱えている問題と、いわゆる軽症で済んでいる方々とか、見える景色が実は全く違うということ、社会の分断がそこに進んでいるということが実態としてあるというふうに思うんですね。だからそういう社会の資源をどこにどう使うかということが、改めて大きな課題だというふうに私は思っているんですね。

そこで、先ほど福祉施設への支援について、県が実施していることに対することと、うきは市がそれに漏れている部分について支援をしているという答弁がありました。そういう意味では、先ほどクラスターの件数を聞き取りするというか、報告をもらっているというふうにしていておっしゃっていましたが、改めて今うきは市内にある福祉施設、直接は県の管轄になるわけですが、相談や聞き取りについては行った結果の話だと思うので、改めてその辺で出されている要望というのは把握していらっしゃるんですかね。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 高齢者施設等に対して、新型コロナウイルス感染症に対する支援について聞き取りを行いましたところ、現時点では検査キットとか衛生用品については、衛生用品の流通がございますので、その分については、特段支援は必要ないということで聞き取りを行っているところです。また、県の検査が3月末まで実施して、終了になることは承知をされています。週2回、現時点では実施している事業所はほとんどのようでございます。また、3月以降の対応については、県の対応や指導に従って対応を行う予定と、高齢者施設のほうから現時点では聞き取りをしておりますので、また県の決定があった後に課題等がございましたら、また相談をしたいというふうに、介護事業所のほうからは聞き取りをしている状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） いずれにしても、今おっしゃっているように、3月の17日が最終的に受付締切りになっていると思います。そういう意味では、先ほど市長の答弁にも、市長会

のところで要望を出されているということですので、先ほど言いましたように、行政の長がやっぱり強くアプローチしていくということが大事だと思うので、ぜひ継続的に、さっき言うように景色が違うという、そのところが大事だろうと。

1つ言えるのは、やはり人問題だろうと思っているんです、高齢者施設、そういったところ、全体的に、福祉施設全体そうですけども、人問題だと思うんです。いざというときに、職員も含めて罹患して対応ができない。食事が3回のところを2回に減らしている、そういったことも実を言うところの間行われているんだろうと思うんですね。

福岡県が作成したビデオもそうですけども、レッドゾーンとグリーンゾーンの間のイエローゾーンも含めて、そこでは人が携わって、着替えをしたり感染域を広げないための対策がそこにきちんと書かれてはいるけれど、それを実施するには人がいるわけですよ。さっき、かかり増しの話がされていましたが、そういったかかり増しのところの作業も実を言うところに入ってくるんですね。そういった点の隙間をやっぱりきちんと把握して、そこはどうですかというふうに問いかけをしていくということが、ただ単に受け入れるだけじゃなくて、こちらからそれを、安全対策十分かどうかということ把握していくという、積極的な免疫学調査の話じゃないですけど、やる必要は私はあると思っています。ぜひそのところを留意いただいて、施策を考えていただきたい。

最後に、小・中学校関係のところの衛生用品に関する予算については、令和4年度の繰越しの中にきちんと明記されてました。しかし、福祉関係に関する予算というのは、コロナ対策、衛生関係の予算を見ても、実を言うとなかったんですね。国が5類へ移行するに当たって、予算もはっきりなくなるわけですね、明らかになるわけです。だけれど、さっき言ったように、リスクだけは残るんです。そのことをやっぱり十分配慮した、うきは市の施策をきちんと組立てをすることが求められているとやっぱり思います。

それは、さっき言ったように、数字が分からないから全く無関心になっている。そういったことも踏まえて、ぜひ対策を立てていただきたいと思いますけども、その辺については福祉関係に関する、特に子供たち、子供たちは軽症が多くて死亡がゼロでありますけれど、しかし罹患したら、今、インフルエンザのほうが逆に多くなっていて、臨時休校も含めて発生しているのが実態だと思いますけれど、これもやっぱりリスクとして大きいというふうに思うんですけど、その辺の考え方はどうされる予定ですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護施設を中心に、それからそこに働く介護士さんの支援について御指摘をいただいております。先ほど答弁させていただきましたように、5類移行への対応、政府の正式な対応案が、多分今月の10日にも出るんじゃないかと。その前の観測記事とし

て、介護施設内で療養した場合に支給している補助金は当面継続する。そしてそこで働いている職員への無料検査も続けるという新聞報道も出ています。そういうところもしっかり見据えて、やっぱりうきは市としての対応も考えていかなくちゃいけないと、こう思っています。

それからもう一つ、国のほうの情報でいきますと、岸田総理のほうが自民党、公明党のほうに、物価高騰を受けた追加対策を指示しております。直接コロナかもしれませんが、物価高騰の影響というのはいろんなところで受けております。そういうところで、福祉施設なり介護施設が、何らかの影響があったときに、国のほうがかなり積み上げている予備費使用を含めて、今月中には大きな対策案が出るという報道もありますので、そういうところもしっかり見据えながら対応していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと時間がなくなりましたのであれですけど。改めて、一番最初に、このコロナ関係で質問したときに、100年前のスペイン風邪の話を市長と話しさせていただきました。

そういう意味では、形を変えて生き延びる新型コロナウイルスが継続することになると思います。そういう意味では、今、保健所が持っているデータというのも、ある意味では歴史的な証明として保管されることだろうと思っています。そういう重みが、実を言うとあるということを申し伝えたいと思います。改めて収束が見えてないですけども、うきは市の行政執行上、こういうふうなことをしてきた、市民が多大な困難を乗り越えて、うきは市市民が受け身だけじゃなくて、行政としてこういうことをしてきましたよと、パンデミックに対してこういうふうにしてきましたよということをきちんと保管する、明らかにしていくということも大事なことだというふうに思うし、そこも問われてくるというふうに思っています。

今、鳥インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザになりますけれども、社会に大きな影響を及ぼしています。2類にはH5N1という、人から人への感染も含めて危険な疾患が7つあります。うきは市で、やっぱり高齢者も含めて、持続可能な地域として市民の福祉の向上をどう図るかという点が引き続き問われるということになりますことを指摘しておきたいと思います。

次の質問に移ります。

マイナンバーカードについてですけれども、マイナンバーカードの保険証一体化が進められ、保健医療機関・保険薬局等にオンライン資格確認導入を令和5年4月から原則義務づけております。うきは市内の医療機関・薬局等の顔認証付カードリーダー設置状況について説明を求めたいと思います。

2点目は、政府は、令和4年6月7日に閣議決定されておりますけども、省令にて導入に係る補助事業を強引に進めているというふうに認識しています。導入普及に際し、診療報酬加算をし

ております。これはどういう、全体の医療費負担への影響について説明を求めたいと思います。

3点目は、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の第17条で、「市町村長は住民の申請に基づきカードを交付する」と任意取得の原則を定めております。国は、令和6年秋に保険証を廃止するとして、うきは市国保等保険者として、紙の保険証を任意の選択により継続を求めたいと思いますが、うきは市の方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、マイナンバーカードについて大きく3つの御質問をいただきました。

1点目が、市内医療機関・薬局等の顔認証付カードリーダー設置状況についての御質問ですが、個人番号制度につきましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、平成27年10月5日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、同月から「個人番号の通知カード」が全国民へ順次郵送されております。また、マイナンバーカードは、平成28年1月から本人の申請に基づき交付が開始されております。マイナンバーカード交付等の事務は、住民基本台帳を備える市町村が行うこととされており、当市においては令和5年2月末現在の概算値で、交付率が約62%、申請率が約70%であります。

マイナンバーカードの健康保険証利用によるオンライン資格確認につきましては、令和3年10月から一部の医療機関、薬局等で運用が開始され、順次導入が広がってきている状況であります。令和4年6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太方針2022では、オンライン資格確認について、保険医療機関、薬局に令和5年4月から導入を原則として義務づけることとされております。その後、やむを得ない事情がある場合に限り、令和5年9月末まで期限付きの経過措置が設けられております。

厚生労働省のホームページで公表されている令和5年2月現在の参加医療機関・薬局一覧では、うきは市内においては、医療機関13施設及び薬局17施設に導入をされております。浮羽医師会によると、現在4割程度の医療機関が導入しており、今年3月末までには7割から8割程度が導入の見込みと、そのように聞いているところであります。

2点目の医療費負担への影響についての御質問ですが、オンライン資格確認を導入するためには、資格確認専用端末の顔認証付カードリーダー等の設置費用、施設内のネットワーク環境を整備する費用、レセプト・電子カルテシステムなどを運用している場合はシステム改修に係る費用が必要になります。事業費に対する支援措置につきましては、顔認証付カードリーダーは無償で提供され、その他の事業費に対しましては、病院、診療所、薬局ごとに上限額等が定めら

れており、医療情報化支援基金による補助が行われているとお聞きをしております。

全体の医療費負担の影響につきましては、現行の診療報酬上の取扱いとして「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」がございます。オンライン資格確認の施設基準を満たす医療機関において、初診料が加算される仕組みで、健康保険証の提示による初診の場合は、加算点数が4点、マイナンバーカード利用の場合は加算点数が2点となっております。医療費としましては、加算分が増額することになりますが、初診時における加算に限られておりますので、大きく影響するものではないと考えております。

3点目の紙の保険証の任意継続についての御質問であります。令和4年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太方針2022の中では、「令和6年度中を目途に、保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」とされております。厚生労働省では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、見直しの時期を令和6年秋とし、健康保険証を廃止することと併せて、マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない方が、必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じて、各医療保険者等は医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を提供すること等が検討されております。

その後、2月17日、政府の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会（第2回）」の情報では、マイナンバーカードを持たない方への対応として、「資格確認書」を無料で発行し、有効期限は最長1年間として更新ができることや、現行の健康保険証は廃止後も経過措置として1年間有効とみなすことなどが報告をされております。今後、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味では、うきは市の現状、まずは4月1日から義務化というのが、昨年12月にですね、厚生労働省の中央社会保険医療協議会というところで、厚生労働省の諮問機関になりますけど、そこで最終決定されて、1月に公布されています。官報にも載っています。そういうばたばたした流れなので致し方ないところはあるかと思えますけれども、改めてちょっと幾つか質問させていただきます。

マイナンバーについて、ちょっと質問、切り口ちょっと変わりますけど、うきは市はマイナンバーカードを自治体独自の施策として考える用意があるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 私どもの市民生活課におきましては、マイナンバーカードについての利用ということでございますが、先日、オンライン上で住民票、印鑑証明等が取れる、うきはのLINE申請によって取得できるという1つの制度をつくっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 正直言って62%、たしか総務省のほうの数字と、2月末の時点が62.9%でした。全自治体の分が掲載されています。それで70%が申請予定ということになります。そこまで来ると、それなりの活用方法というのでも検討してくるのかなというふうにも思います。ただ、このマイナンバーカードの条例をつくる時に私は反対しました。なので、基本的にはマイナンバーカード、私は申請しておりません。そういう立場で物を申したいというふうに思っています。

それで、まずちょっと確認したいんですけども、実はこの1点目のところで質問させていただいた認証付カードリーダーの普及の問題ですけど、これ全国ではトラブルが起きているというのを聞いておりますけれども、うきは市内で使用されている、先ほど4割程度実施してるという——13と17ですか、ここはカードリーダーを実際に運用しているかどうか、それはどうですか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

実際、カードリーダーが設置ある病院等に出向いて確認はしてございませんけれども、浮羽医師会のお話によれば4割程度は導入、現在しておるということでもありますので、運用されているものと認識をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 私がこれをね、聞くきっかけになったのは、ある市民の方からの電話1本の連絡なんです。それでちょっと調べさせていただいたら、私も実を言うと保険点数まで取られていると思ってなかったです。医療法、薬事法の改正と一緒に紛れて、新規に点数を上げていくと。それも去年の4月かな。それで途中10月で、一部点数を変えて、そしてさらに12月で改めて——さっき市長の答弁では、再診は取られないと言ってますけど、再診も取られるんですよ。マイナンバーカードを持ってない人に対しては取られてる。これは新聞報道にも載ってます。

そういう意味で、何の目的でマイナンバーカードを、この加算している意味は何なんですか。一応、先ほど私の資料の後ろのほうに、厚生労働省が12月23日に中央社会保険医療協議会の答申書をつけております。答申書で、医療DX推進のためのオンライン資格確認というふうになっていまして、後ろのほうに、12というふうに書いているところに、マイナンバーカードをしてないというところ2点という。これはそういうふうに答申されているんですね。なので、実を言うと、点数は、ちょっとこの点数と公表されている点数がちょっと違うところがありますけれども、実際には今年の4月からは保険証を持ってない人は18点、それからカードを持っている人は6点。そして再診の場合は、保険証なしの人は6点取られるんです。薬局は、保険証なしが3点となっているんですね。

そういう意味で、マイナンバーカード、カードリーダーをすることの意味と保険医療として、ここが厚生労働省のやさしいところだと思います、ちょっと表現が正しいかどうかは別としてね。何のためにやるんですかねというのが分からん。そこは市長、どう思いますか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁しているように、私が承知しているところでは、再診には負担がかかってないと。初診と薬局というか、調剤にはかかっております。そして従来に対応と直近の対応が逆転されたということでもあります。そのことについては、ちょっと市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

この報酬の追加につきましては、私の認識では、去年の4月に診療報酬改定がございまして、一度この加算について新設をされてございます。そして10月1日に、資料で頂いております現行の加算の点数という形で変わってきてございます。それで来月、4月1日から、今、方向としては、この特例措置というのが4月から12月、特別に期限つきでこういった診療報酬になるということで、4月に改定される情報というのは存じ上げております。

医療機関のほうでの窓口での使用の目的といいますか、そういった部分については、まず保険証の種類といいますか、区分のほうを正確に、その時点の区分がオンラインで確認できると。医療保険の情報ですとか、限度額認定の額ですとか、そういった部分が電子的にオンラインで確認できる。そして期限切れの保険証とか、そういった受診、こういった部分の発生の防止でございまして、過誤の請求とか、手動で入力しているような事務の効率化が図れて事務コストが低減されるということ聞いております。

また、本人確認を行うことによりまして、医療機関や薬局において特定健診等の情報を得られると。それと薬剤情報も同じように、本人に承諾をいただいている上ですけれども、そういった情

報も取得できるということを聞いております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 何というかな、医療DXのために新たな国民負担を強要する高飛車な施策だと、私はつくづく思っています。

それで具体的にうきは市として、国民健康保険証についてどうするかという問題、実を言うともっと突っ込んで話したかったけど、時間がないのであれですけど。

マイナンバーカードがこれだけ普及した背景には、最近の物価高に対する影響というのがやっぱり大きかったらと思うています。申請が増えたんですけれども、それだけ今度はリスクも増えるということだろうと思っています。うきは市がどこまで関与できるかという問題もありますけれども、運用拡大、実を言うと、最近の話だと介護保険証についてもこれを入れるというふうな情報も出ています。実際に審議される予定になっていると。

ただ、いずれにしても個人の任意になります。それで選択されているという認識からすると、事実上の義務化というのは、凶るのではなくて、法律や条例、そして取得したくない人の意思を尊重する。そういった立場から行政の執行を改めて求めたいと思っておりますので、ぜひ事に当たっては深くお考えいただいて執行していただきたいというふうに、改めて要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。1時45分より再開します。

午後1時30分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番議員の高木です。

通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、大きな質問で2つ上げさせていただきます。

まず、大きな質問のほうの1番です。中学校の指導の在り方と今後の課題についてを質問させていただきます。こちらについては、以前にも一般質問をさせていただきます、その後に文科省の生徒指導提要の改訂ですとか、有識者会議の提言書の提出、それと関連事業に対する県予算の採択などもありましたので、改めて再度お尋ねをしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

いたします。

まず、(1)の部活動です。

地域移行を進めるに当たって、その意義と課題を整理する必要があるなど考えております。学校側もちろんそうなんですけれども、私ども保護者も改めて課題をきちんと受け止めておかないといけないなというふうに思っております。そこで、文科省の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のほうを私なりに改めて目を通してみました。

令和5年度以降ですね、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないことということが示されておりました。そして休日指導をする教師は、教師としての立場ではなく、地域部活動の運営主体の下、従事すること。これらの仕組みを適切に運用できるようにすることというのが示されておりました。

一昨年ですね、スポーツ庁の地域運動部活動推進事業で、福岡県下でも、大木町、そして宇美町の両町において実証研究をされたということが上がっておりました。12月の県の補正予算で、各自治体で移行方針などを協議する協議会の開催支援の予算が採択もされております。多くの保護者さんたちですね、まだ恐らくあまり認識をしていच्छゃらない。実際、学校側からも、特段説明等が今のところ下りてきていないんですけれども、この地域移行に関しましてはだんだんと課題が明らかになってきたというふうに私自身は思っております。

そこで、部活動が担ってきた教育的な位置づけですね、これは重々承知をしております。その位置づけをどうやって整理していくのか、懸念されている指導者の確保、こういったところを、受皿づくりをどのように考えていच्छゃるのか。そうなりますと、責任の所在ですとか活動場所をどうするのか、後は生徒数が減少していく中で、ひょっとしたらこの2つの中学校で合同チームをつくったりするような可能性もあるとは思いますが、その場合の交通手段、経済的な負担、機会格差、こういったところをどうするのか。思いつくだけで実は結構様々な課題が考えられるなというふうに思っております。

もちろん学校の現場の先生方が一番その辺りは把握をさせていただいていると思いますので、今後必要とされる事業の立案ですとか計画ですね、何をどのタイミングで行って、例えばその協議体をつくるのであれば、こういった構成にするのか、こういったところのスケジューリングなどが具体的になされているのかお伺いをしたいと思います。

小さな(2)です。校則の見直しについてというところで、改めてお尋ねをしたいと思います。

以前から、最終的には校長の権限ではある、そして、生徒が主体的に参加することに意義がある、子供たちの主権者意識を育てる、こういったところに言及をさせていただいております。ありがとうございます。

実は、浮羽中学校で生徒会活動に関わった卒業生さんに話を伺う機会がありました。生徒会で

取り上げることはできるけれど、基本的には先生方からはね返されるから、その代はだんだん物を言わなくなってしまう。先生たちは、多分先輩の先生方が熱心に続けてきた内容をなかつたことにはできないのではないかと。空気を読んでいるんじゃないか。子供たちとしては改善したかった校則がそのままになっている。子供たちの感じた無力感的なところが、自分たちが動いたところで何も変わらないんじゃないかという、そういうところにつながるんじゃないかなというふうに思います。

文科省の生徒指導提要在今年の12月に改訂をされました。そこで改訂後、この改訂に対してどのように認識し、現場で検討されているのかお伺いをいたします。

小さな(3)です。市内中学校において、ネット上で生徒同士のトラブルが発生していると聞き及んでおります。恐らく学校のほうにもお耳に入っていることと思います。お話をしてくださった親御さんからは、我が家としては、これは深刻なトラブルだというふうを受け取っているというふうに伺いました。ひょっとすると、この深刻というのがですね、教育行政の中での深刻とは違うのかもしれませんが、該当者であったりとか、あるいはその周辺で、主張はできないけれど、立場的には恐らく傍観者とみなされてしまうけれど、実は心を痛めている子供たちにとっては深刻なトラブルだというふうを受け止めているようなケースもあります。それを保護者の方たちは見てるわけですね。

私は、実はその深刻というのは、子供たちなり、あるいはそれを知って心を痛めている保護者さんの立場で話さなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。当然、学校外でのことという認識の方もいらっしゃるかもしれませんが、家庭によって、生育環境によってやっぱり違うので、一定程度の底上げというのが必要だというふうに感じております。

これは要望の色が強いだろうとは思いますが、外部講師の方によって、メディアリテラシーであるとか、ネットリテラシーの授業などをより一層丁寧に実施していただくことが可能かどうか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 市立中学校の指導の在り方と今後の課題につきまして、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の部活動についての御質問ですが、中学校学習指導要領総則の中で、部活動の意義については、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」と明記されています。

また、市内の中学校におきましては、生徒数の減少や部活動への加入が任意であることなどから、部員数が減少し、存続が危ぶまれる部活動があったり、部活動顧問の確保や教員の超過勤務

の一因になっている等の課題があります。

このような中、令和4年6月にスポーツ庁から、8月には文化庁から、部活動の地域移行に関する提言が出され、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を行い、令和5年度の開始から令和7年度末を目途に実施するとされています。しかしながら、令和4年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が、スポーツ庁と文化庁から出され、受皿となる団体や人材不足などで期間中の達成が困難な自治体もあるため、当面は学校主体の部活動も併存させるとされています。

本市におきましては、「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」に基づき、中学校部活動に係る検討組織として、「中学校部活動の地域移行準備会」を設置し、教職員等の意見も聴取しながら検討してまいりました。

その結果、令和5年度から新入生の部活動加入状況を勘案しながら、休日において一部の部活動で吉井中学校、浮羽中学校2校の合同部活動等を試行することとしています。また、今後、国や県、近隣市町村の動向等を注視しながら、県教育委員会が策定中の地域移行計画を参照した市独自の計画の策定や、現在の準備会を拡大した協議会の設置を予定いたしております。

2点目の校則の見直しについての御質問ですが、「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、平成22年に作成されたものであります。

令和4年12月の生徒指導提要の改訂では、課題対応・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童・生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。また、令和4年6月に成立した「こども基本法」の趣旨を踏まえると、「例えば校則の見直しを検討する際に、児童・生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において校則について確認したり議論したりする機会を設けることが考えられます」となっています。

このような状況を受け、市内の中学校では、運営委員会や生徒指導部会で校則の見直しについての検討を進めており、今後、生徒会や生徒総会等で、生徒が主体的に参画する活動や取組を進めていくことになると考えております。

3点目のメディアリテラシー・ネットリテラシーの授業についての御質問ですが、情報社会の進展に伴い、子供たちもスマートフォンやSNSを活用する時代になっています。こうした情報化の波は、子供たちの世界を広げ、様々な人や物事に会う機会を与えてくれます。このようなメリットはありますが、犯罪被害等の危険性をはじめ多くのデメリットがあることも認識してお

ります。

小・中学校の学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力の1つとして、「情報モラルを含む情報活用能力」が挙げられており、特に情報モラル育成が重視されています。情報モラルの育成については、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことや犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報機器の使用による健康への影響を理解することなどを年間指導計画に位置づけ、学級活動、道徳科、技術科等で指導しております。

また4月に、児童・生徒に正しいタブレットの使い方を指導するとともに、「うきは市タブレット活用ガイド」を各家庭に配布し、保護者等にもタブレットの正しい使い方の啓発に努めています。

さらに、外部講師を活用した事業については、各学校、県の「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を実施し、インターネットによるいじめや巻き込まれるトラブル等の防止につながるテーマで、保護者とともに学ぶ機会等も設けています。情報モラル教育を推進していくためには、家庭との連携が不可欠であり、家庭への啓発も含めて今後も引き続き丁寧に取り組んでまいります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうしましたら、1つずつ質問のほうをさせていただきたいと思います。部活動の地域移行について、実際に協議のための準備会のほうを設けていらっしゃるということでお伺いをいたしました。ペーパーになっている中学校部活動に係る検討組織に記載されているのが、メンバーが、教育長、学校教育課長、生涯学習課長、両校の校長、指導主事、中体連・中文連代表、学事係長等というふうに記載をされておりました。この中に保護者ですとか、そういった外部の人間が名を連ねてないのが気になったんですけれども。文科省のほうでは保護者もということを書かれていたんですけれども、この辺りはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。それか令和5年度以降ですね、何かこの辺りを変えられる御予定はありますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） この中学校の部活動の地域移行というのは、もう本当に突然のごとく国のほうから下りてきた事業であります。先ほど答弁の中でも申しましたように、全国の自治体からは非常に多くの反発が上がっておったり、また国・県に対する予算要望とか、非常にそういう強い状況もございます。

私も最初ですね、議員おっしゃるように、協議会を立ち上げてからという思いもございましたが、そういう、まだ先行き見えない段階でございましたので、まずはその部活動をよく知っている関係者のほうを集めて、それから教職員のほうにもアンケートをして、そういった中で取りあ

えず、まず今できるものは何だろうということで、今回、来年度から中学校以降の一部部活動について休日の合同部活動をやりたいということでしております。

今後ですね、先ほど申しましたように、協議会というふうに拡大していく中では、当然ながらスポーツ関係の団体等もごぞいますし、それから議員が言われますように保護者代表の方も、そういった拡大した形ではやっていきたいと思いますが、時期的なものはまだちょっと見通しが立っておりませんので、いずれにしても中学校の部活動の新入生の加入状況、これが多分5月の連休明けぐらいには分かると思います。その辺りから動きをさらに強めたいと思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうしましたら、県内で実証研究に参加されました、大木町、宇美町の両町の発表されております成果と課題をここでちょっとお伝えしておきたいと思えます。すみません、配付資料のほうには記載をしていなかったんですけれども、この両町が発表しておりますことを概要でお伝えしますと、何を目標とした部活動にするのか。今までのような、例えば昭和の、いかにも勝利至上主義的な時代もございましたけれども、何を目標とするのか、望ましい部活動の在り方について、この協議の中で議論を含め明確にする必要があるし、またそのような体制づくりを行うべきだと。それと経済的な理由によって参加することができない子供の、児童のいないように、財源をどのように確保するのか。また、受益者負担はどの程度になるのか議論をしていく必要がある。教職員が担うままでは変わらない。それ以外の担い手、受皿をどうしていくのか。こういったことが県内で、実証研究の中では上がっております。

それと文科省が出した有識者会議の提言の中で、やはり新たな環境づくりが必要なのではないか。活動内容についても精査が必要なのではないか。組織、団体の整備、やはりここでも財源の確保をどうするのか、指導者の確保をどうするのか、この辺りは提言の中でも同様の課題として上がっております。

懸念材料としては、もうこのように全国的にやはり共通の課題が上がってくるということは、我がうきは市でも同じ課題が上がってくる可能性が非常に高いということなんだろうと思えます。ここは、財源の確保についてもやはり課題として上がっておりますので、市長、教育長、お二方にお尋ねをしたいと思えます。この課題をどのように受け止めていらっしゃるのか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 県内のモデル的にやっておられる市町村の発表につきましては、私、2月にありましたスポーツ健康課の事業の中で直接発表を聞きました。関係の教育長でお知り合いがございましたので、また個別にもお尋ねをしたところでございます。直面する課題は、議員が

今おっしゃられたことも含めて何点もあります。

一番大きいのは指導者受皿の確保、これが1点ですね。先ほど議員が御指摘のありましたように、受益者負担も含めた財源の確保、恐らくこの2つが一番大きな課題だろうと。それから、あといろいろ課題ございます。申し上げてもいいんですが、ちょっと切りがございませんので、またそういったことを取り組みながら解決してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 教職員の長時間労働の解消や、少子化による学校単位での部員不足への対応を目的に、この部活の地域移行が進められていることは十分承知をしておりますし、大きな課題であることは認識をしております。外部へ委託する場合、当然必要な経費が発生します。その財源をどうするかということではありますが、また今後の地域移行の推移の議論を踏まえながら、その財源についてもしっかり検討していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

実は私、この間、浮羽究真館高校のほうに伺いまして、ルリーロ福岡さんのほうが浮羽究真館高校と非常に良好な関係性を築いておられるということをお話として伺いました。ラグビー部以外の運動部でも、そういった基礎体力の向上であるとか、そういったフォローをまた新年度以降、お話のほうもあるようだということでお伺いをいたしました。

そこでルリーロ福岡が、この地でのセカンドキャリア構築をテーマの1つに掲げておられますので、ぜひ、競技は違いますけれども、高校生だけでなく、このうきは市内の中学生にもそういったレクチャーする指導的な立場にお立ちいただくことが可能なかどうか。彼らのセカンドキャリアにも、ひょっとしたらつながっていくお話になっていくんじゃないかなというふうに思いまして、その辺りのお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長、どうぞ。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、浮羽究真館高校におかれましては、こども寺子屋とか、本当にいろいろお手伝いをいただいております。それからルリーロ福岡につきまして、実は教育委員会のほうは、ルリーロ福岡の人材というのが非常に豊富であってということは承知しておりますので、ここ3回ぐらいかな、お会いして、いわゆる学校教育の中でルリーロ福岡のほうに御支援いただくようなことはないかということで協議をさせていただきました。ちょっと条件面とかいろいろがですね、今のところまだうまくいってないんですけど、今後もこの部活動の地域移行のみならず、お手伝いしていただけることがあれば大変ありがたいと思っておりますので、またゆっくり話をさせていただこうと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

彼らのセカンドキャリアの構築と、その部活動の地域移行というのが1つの地域課題だと思いますので、この辺りを上手に、条件が整ってマッチングがうまく進めばいいなというふうに、これは願望になるかと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

そしたら、これは保護者の方からの今後に向けての御質問をお預かりしておりましたので、お尋ねしたいと思っているんですけれども。在校生の保護者の方で、下にもお子さんがいらっしゃる方なんですが、中体連以外の大会ですとか活動、これが校外活動の評価という形で、高校入試のときの評価の中にきちんと組み込んでもらえるのだろうかという、懸念されている保護者の方がおられました。校外でスポーツ、部活動以外ですとか中体連に関わらないような競技で、スポーツや文化活動をしている子供たちというのも実際大勢おります。継続的な活動をしている生徒であれば、基準を満たせばそれは評価として活動を記入していただくということは、これは当然なんじゃないだろうかということで、ちょっと御意見をいただきました。この現状と、これから順次、地域移行が進んでいくんだと思うんですけれども、方針についてお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が今言われたのは、高校に提出する内申書の提出について、中学校の部活動ではないけども外部のほうで社会体育とかでやってるんだと、そういったところはどうなっているんでしょうかというお尋ねかと思います。

これからの地域移行の中で、実はクラブチームの中体連への参加ということも認めるような方向で、今、論議が行われております。また、その内申書というのは、いわゆる子供たちの頑張りを記載するものでございますから、例えば子供たちがボランティアで頑張ってるようなことも含めて記載していくわけでございますから、そういう頑張りがあれば、多分ですね、時代が変わったから私もちょっと自信はないんですけど、内申書をつくる前に子供たちにいろんなことを頑張ってるね、書いてごらんとか言ってですね、私どもの教師が知らない世界の記載とかも求めたりすることもありましたので、その辺りちょっと確認はさせていただきますが、子供が頑張っていることであれば記載することはよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

恐らく本当に急なこの動きの変化なので、部活動に関して、それと地域移行に関して、多分現場の教職員の方々も、とても大変な時期なんだろうなというふうに思っておりますけれども。やはり生徒さんたちの、今後これって続いていくのかなという、この部活動ってどうなんだろうなという不安ですとか、あるいは保護者の方々が、うちの子供たちがこれから楽しんで続けていけるのかしらという御不安をお持ちの方々もいらっしゃいますので、できればですね、情報を丁寧

に伝えていっていただけるとありがたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） おっしゃるとおりだと思っております。1年生の新入生保護者説明会の折に、来年度から一部部活動については、吉井中あるいは浮羽中と合同部活動を進めていきますということはお知らせしておりますし。先日、市P連の研修会が3年ぶりにございましたので、私のほうから市P連の方々にはお話をさせていただきました。

それから、4月のPTA総会がございますので、その折に学校のほうから、この部活動の地域移行なり、それから中学校の制服検討なりですね、校長のほうから話をさせていただくことといたしております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうしましたら、小さい（2）の校則の見直しについて、ちょっと追加で質問のほうをさせていただきます。これ、福岡市立中学校の校則の見直しについて、すみません、皆様のほうに配付した資料には掲載がございません。私の手持ち資料です、すみません。

福岡市のほうが、生徒や保護者などから意見を聴取した上で定めていくことが望ましい、学校のホームページなどに公開しておくことが適切、これらが明らかにされたというふうに認識をしておるということをやっているらしいです。実際に校則の内容の現状ですね、かなり事細かく、各中学校ですね、ホームページ上でも公開をいらっやいます。

私、この保護者に意見を求めるですとか、あるいはホームページでこの校則という情報を公開していくというのは、情報のアップデートですね、についてはすごく有効な手段だというふうに思っております、うきは市ではこれをどのように考えていらっやいますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 福岡市の取組につきましては、私も新聞情報程度のことしか存じておりませんが、その中に議員御指摘のようなことがあるということは伺っております。

先ほど回答を申し上げましたように、今、生徒が主体的に取り組めるような校則の見直しを行っておりますので、その結果が出たら、こういった点も含めて、ちょっと学校のほうと話をしてみたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

校則のホームページ上での開示についてですけれども、これは実施すること自体は、もう何ら

問題はないんじゃないかなというふうに思います。保護者のチェック機能、あるいは外部の方のチェック機能が働くことになりますので、やっぱりおかしいな、今の時代に即してないとなれば、やはりその校則自体が改善されるべきんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ早期に実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと小さい（3）についてです。ネットリテラシーの部分についてですけれども、情報モラルの育成ということで、道徳ですとか技術の先生方が授業を受け持っておられるということでもろしかったのでしょうか、さっきの御説明です。

私が懸念しているのが、そういった先生方、午前中の竹永議員の質問の中で、20代の先生方、そして割と50代とかの先生方の、年齢構成がそういった年齢構成になっているというお話を伺ったんですけれども、私もこの年齢なので、大学時代、そういったネットですとかそういったところに対して特化した学びは受けていないんです。教育関係の勉強も当時しておりましたけれども、受けていなかった人間が子供たちに対してレクチャーするというのがちょっと不安であるんですね。そうなりますと、20代の先生方に、ひょっとしたら負荷がかかり過ぎる可能性もあったりするのかなというふうに思っております。

よその自治体を見ましたら、公立学校に外部の教師が入る、そういった部分でサポート支援に入るというのが実際にございました。それがちょっと資料のほうで記載させていただいたんですが、GIGAスクール構想に取り組みされた中ですと、千葉県の八街市、こちらがNTT東日本とタイアップされて、システムやスキームはNTTが作成、授業の中での指導は実際、現場の教職員の方が担われているんですけれども、そういったスキームのほうは外部の方が構築されている、こういった事例がございました。

うきは市は、今現在、情報関係で外部の方、民間企業の方が入っていらっしゃるケースもありますので、学校教育のほうとその辺りの連携が可能なかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市の今のICT環境でございますが、ICTに関する非常に専門性が高い職員を2人、教育センターに入れております。この2人とも、スキルもすごいんですけど、いろんなセットの仕方から、モラルからですね、全部できる職員でございます。

ただ、それ以外にも情報リテラシーについては外部を呼んでの、そういう研修もいたしております。だから、今、直接学校の先生がお困りになったときには、そばにICT支援員をつけておりますし、また全体で情報モラルという話になると、外部の方を呼んでの講演等も行っております。

今ですね、議員が懸念されるように、先生による違いがあるんじゃないかということですので、

これは小学校でもう既に情報モラルに関するカリキュラムをつくっております。これに沿って授業をしていけば、誰でもがやれるという状況をつくっておりますので、そういったものを活用していくことと、それから今、先生方のなるべく負担が減るようにということで、実は教材の共有化を、うきは市は今、強力に進めております。

分かりやすく言いますと、ある小学校でA先生が使った教材を、当然、今、同じ学校のB先生も使えるように、ミライムという中に上げているんですけど、今度はそれをさらに拡大して、うきは市内全部の先生が使えるようにしていこうかと。来年、それをちょっと始めてみようかと。そうしますと、1人の先生がお作りになった教材で、例えば2年生のある先生がお作りになった教材で、全部のうきは市の2年生の先生が共有できると。そういうことであれば、よりよい教材が作られ、今、懸念されたような点についてもクリアしていけるかなと思って。その試みを、今、始めようとしております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

やはり、もちろん各家庭でも、保護者のほうも恐らくこの情報化社会の中で子供たちにどうやって向き合っていくといいのか、ネット関係の教育をしていくといいのかというのは、すごく本当に悩んでいらっしゃる御家庭がすごく多いと思います。私自身も、そのように感じております。やはり中には、家庭の中でどうしても取り組めない御家庭もあります。そのための下支えをしていただく、子供たちを前に進めていただくための学校教育だというふうに思っておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

では次、大きな質問の2番のほうに移らさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

子育て世代が住み続けようと思うまちづくりについてを質問させていただきます。

かわせみホールについて、都市型公園、そして併せて児童館としての機能を中心とした、規模を縮小した多目的施設への建て替えを検討すべきではないかというふうに考えております。その中身についてなんですけれども、かわせみホールについては、市の総合管理計画に基づいて、ホールの利用を中止して、当面はステージ練習などの使用に限定。今後も関係者及び周辺住民などと協議を重ね、その在り方について検討というふうに回答をしていきたいと思います。

令和4年の市議会だけでも、公園やかわせみホールについては複数回、各議員のほうから一般質問で取り上げてあります。過去の総務産業常任委員会の閉会中の調査で、市内の各公園のほうの現地調査もあつたりですとか、あるいは職員の方の中から子育て世代の職員の方で構成された公園整備検討部会からは提言も出ております。そのときは、吉井体育センターグラウンドを整備箇所とすること、それと遊具などのエリアと芝生広場エリアで、困難な場合は候補箇所を改めて

選定して検討すること、こういったところが提言をされておりました。

それと、これはまさに私の今回の質問と重複するんですけれども、12月議会で樋口議員が、かわせみホール今後の活用方法についてということで質問をされております。

改めてお伺いいたします。過疎地指定を受けた浮羽町のエリアで、子育て世代が住み続けようと思うまちづくりの観点から、かわせみホールの建て替えについての質問です。私自身は、今、10代の子供を2人育ててきていまして、このかわせみホールというのが昭和に建設された当時のビジョンに沿った建物だというふうに捉えております。現在、この町に暮らしている子育て世代のニーズには合致をしていないんじゃないかというふうに、残念ながらそうなんじゃないかなというふうに思っています。そこで都市型公園設置と、乳幼児から若者までが滞在できるような機能を中心とした多目的施設への建て替えをぜひ積極的に検討していただけないかなというふうに考えますが、ぜひお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子育て世代が住み続けようと思うまちづくりについて、うきは市民ホール——かわせみホールについて、都市型公園と児童館としての機能を有する、規模を縮小した多目的施設への建て替えを検討すべきではないかという御質問でありました。

かわせみホールについては、議員御指摘のように、個別施設計画で「設備の老朽化や不具合等で修理に多額の費用を要することから、短期的には現状の維持を図り、ホール機能の中止及び用途変更を検討します。中長期的には、文化財関連の展示、収蔵施設への一部転用を含めた活用方法等について、地域関係者との協議に努めます」としており、現状維持を図りながら、今後のかわせみホールの在り方について検討しているところであります。

今後につきましては、昨年12月定例議会において樋口議員から、るり色ふるさと館を縮小した施設の提案をいただいたりと、様々な方から御意見をいただいております。かわせみホールは、文化サークル等の研修室利用のほかにも、避難所や選挙の投票所としても利用をされております。議員御指摘の都市型公園と児童館としての機能を中心とし、規模を縮小した多目的施設についても、うきは市民センターや歴史資料館、うきはアリーナ等の周辺施設も含めたエリアとしてどうするのか、地域の要望や意向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

お手元にお配りした資料の2ページ目に、せんだって私が、主に未満児から保育所入所ぐらいのお子さんのいらっしゃるお母さん向けのワークショップのほうにファシリテーターとして参加させていただいたときに、自由発言されていた内容をまとめたものをお配りしております。

こちらのほうをちょっと御覧いただくとお分かりになるかと思うんですけれども、とにかくや

っぱりお母さん方は、町なかに単純に、ただただ公園が欲しいということをおっしゃっているわけではなくて、やっぱり、例えば山間部、中山間部にも、今のところ公園が、今の公園があります。あるけれども、例えばそこに母親1人、子供2人連れて行ったところで、もし子供に何かあったときに自分1人ではやっぱり守れないとか、町なかに欲しい理由というのが、やっぱりその向こうには絶対にあるので、ぜひこの辺りをちょっと読み取っていただきたいなというのと、それと文化財の収納施設を含めたところでの検討というふうにおっしゃってございましたけれども、それがじゃあ子育て世代のニーズなのかと言ったら、ではないわけです。

私たちが必要とするのは、町なかで大勢の方の目がある中で子供たちを安心して安全に遊ばせられることのできる場所。それが恐らくもうこの十数年、お母さん方からやっぱり水面下で絶対ニーズはあったと思うんですけども、それが実現されていないという、この何か欠乏感のようなものだと思っております。

恐らく、どうしてももろもろの箱物であったりとか、そういったものが既存であるので、あるいは既存の公園があるので、まずそちらから検討するというお話になりがちなんですけれども、でも、これからこの先、じゃあ今のお母さんたちが子供さんをここで産もうと思うか、育てていこうと思うかと考えたときに、これ以前、お母さん方のお声でいただいたんですけども、うきは市内で子供を遊ばせるのにちょうどよいところがないので、結局、朝倉市とか久留米市に遊びに行くんだと。そちらでお金を落としてきます。やっぱりそっちに行く機会が増えれば、そちらがやっぱり選択肢に入ってくるのは当然だと思うんですよね。ですので、その辺りはこれからのまちづくりのビジョンについてもすごく反映されることなんじゃないかなというふうに思うんですけども、それはいかががお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） かわせみホールの跡地活用の1つとして、今、公園の御質問をいただいております。

今、議員御指摘のように、この子育て世代へのニーズ調査ということで、町なか公園というキーワードがあります。そうしますと、どちらかという、ちょっとコンパクトな、中心部に公園をという話。それから、様々な方からいろんな提案をいただいている中の1つとして、どうせ公園造るなら、大規模な公園で、まさに域外から人を呼び込むような、そういう公園もという御提言もいただいておりますが、いろんな多種多様の御意見を今いただいているところなんですけども。

逆に、ちょっと議員に御確認させていただきたいんですが、この資料の背景としては、私が言うこの町なか公園の小規模な公園を指しているのか、先ほど朝倉市に行くとか久留米市に行くという表現が、裏を取ると大きな公園を目指しているのか、それはどういうふうに捉えればよろし

いんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうですね、例えば三連水車でお子さん方を遊ばせている親御さんを想像していただきたいんですけども、低年齢の子供たちにちょうどいい遊具というのがないから、お母さんたちはあそこに子供たちを連れて行っているんです。グラウンドのほうで遊ばせたりとかしているわけじゃないんです。子供の年齢、月齢にちょうどいい遊具というのは、やっぱり事細かに分かれていると思います。そういった遊具が市内にないから、なおかつ安全な場所がないから、お母さん方は市外に連れて行ってるんだと思います。

私も、子供たちが未満児、保育所に通園していた時代は、休みのときはやっぱり三連水車に遊ばせに行っておりました。1人で、例えば百年公園ですとか藤波ダム公園ですとかに、遊ばすにはやっぱりちょっと難しいなというのがありました。三連水車のほうであれば、すぐ横に道の駅があるので、子供がぐずったらそこで何かしら対応ができる、すぐトイレもある。その年齢の子供たちにふさわしい、やっぱり公園というのはあると思っています。

これ、千葉工業大学のほうの研究で言いますと、都市型公園をまさに中心的に活用しているのは、未就学児童とその保護者です。その方々のお声がきちんと届いているのかなというふうに思います。周辺部の大型公園というのは、観光でまさに外から人を呼び込むための公園だと思います。これは、例えば百年公園であれば、「はなうた」という大きな大型イベントの会場になったりしていますので、これは私も一定理解できますし、私もそういったときには足を運んでおります。

ただ、それと今現在うきは市に住んでいらっしゃる方々、住んでいらっしゃる子育て世代の方々のニーズというのは、必ずしも一致していないし、今現在その子育て世代の方々が望んでいるニーズというのは、生活圏にある公園であったり、その施設だというふうに思っています。地域一帯での総合的な展開というふうに、先ほどの御答弁では捉えたんですけども、例えば図書館でありますと、若者が学び以外にいるスペースというのは、今現在ありません。おしゃべりしていれば、やっぱり注意されますし、ネット環境があるわけではありませんし、そういったところまで含めて子供から若者までのいる施設とともに、公園という形でお願いできないだろうかというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員の趣旨はよく分かりました。

いずれにしても、課題は大きく2つ。今のかわせみホールを、今、個別施設計画では、当面、現状維持でありますので、このかわせみホールとしての施設をですね、どこまで使っていくのかという話。2つ目が、その後、この跡地といいますか、その後の在り方の活用ということで、

今、議員からは、都市型公園、多分お手元の参考資料を見ると、この資料の下の部分は都市公園を指していると思うんですが、都市公園となれば都市計画事業での事業展開ということになります。今、私も、都市計画準備課のほうが都市計画に向けていろんな検討をさせていただいていますので、そういうことを兼ね備えながら、議員の御指摘もしっかり頭に入れて、そしてまた地域の要望なんかも踏まえながら、しっかり検討を深化していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

例えば、人口の自然減というのは、恐らくなかなか歯止めが難しいと思っています。そうすると、交付税とかもだんだんとやっぱり先行きというのは想像できるところだと思っています。そうすると、やっぱりハンドリングできる予算がですね、じゃあ何年待ったらどうなんだということころです。じゃあ、そのときに子育て世代の方が希望するものが造れるのだろうか。その間にも子育て世代は流出してしまうかもしれないわけです。

今、子供さんを育てているお母さん方が、例えばもう一人産もうかな、もう二人産もうかなという、そこら辺も踏まえると、やはりなるべくこういう親御さんたちの御希望をきちんと酌み上げていただく、早期に酌み上げていただくというのは、市の姿勢を示すということではすごく私は大きなインパクトがあるというふうに思っております。ぜひ前向きに御検討いただけたらと思います。なるべく、先回し先回しにすると、若い方々というのはジャッジが早いと思うので、その辺りは本当に前向きに御検討いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） これは、まちづくりというか、行政運営全般に言えることですから、民意を踏まえたまちづくり行政運営、もう市民参画のまちづくりというのは重要な視点でありますので、しっかり議員の御指摘も踏まえて対応させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

やっぱり今の若い親御さんたち、子育て世代の方々が、市に対してダイレクトに御自分たちの考えを伝える、思いを伝えるというのは、正直言ってあまりないと思います、そういったケースは。恐らく静かに諦めて、静かに去っていったりとかという方々も実際存じ上げております。ぜひ、実際、今の子育て世代の方々のニーズを拾っていただくような機会ができれば、アンケートとか先ほど午前中の各議員もおっしゃっておられましたけれど、アンケートですとか、そういった声なき声を拾うような、そういった機会を設けていただけたらなというふうに希望しております。よろしくお願いたします。

それと、この令和4年度でいろいろと質問させていただいた中で、令和5年度予算書の中に

何個か組み込んでいただいていたことがありました。審議については、また予算特別委員会のほうで携わることになると思うんですけれども、この点はすごく子育てをしている世代としてはありがたい項目がたくさんありましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問のほう終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質疑を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。3時より再開します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。これが最後の今日の日程でございます。

次に、13番、野鶴修議員の発言を許可します。13番、野鶴修議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。本日最後ということで、皆さんお疲れのこととは思いますが、最後の力を振り絞ってよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、少子化、人口減少防止対策についてであります。

市長も御承知のとおり、今、国を挙げて少子化問題に取り組むということが、いろいろな機関で報道されております。しかしながら、その対策や財源については何ら具体的な見解や施策というのは示されておられません。そこで市長にお伺ひいたします。

市長として、このうきは市で少子化、人口減少防止対策を行うとしたら、何が一番重要な課題であると思うか、そのことについて市長の考えをお願ひいたします。簡潔に一言でお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、少子化、人口減少防止対策について、うきは市の少子化、人口減少防止対策として、最も重要な課題についての御質問をいただきました。

厚生労働省が、令和5年2月28日に公表した人口動態統計速報によりますと、令和4年の出生数は79万9,728人で、昨年同期より4万3,169人減り、過去最少の水準となっており、令和4年の出生数は初めて80万人を割り込んでおります。

このような厳しい状況の中、国は令和4年度から「出産・子育て応援交付金」を創設し、10万円の経済的支援を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じるため

の伴走型相談支援体制の構築に向け取組を行っているところであります。また令和5年度からは、出産育児一時金の支給額を現行の42万円から50万円に引き上げ、そして低所得世帯を対象に、妊娠確認の初診料について1万円を上限に補助するなど、さらなる取組を進めていく予定となっております。

本年1月23日に招集された今国会におきましても、岸田首相が「異次元の少子化対策」を打ち出したことを受け、少子化対策が議論の中心となっております。今国会では、「児童手当を中心とした経済的支援の強化」、「全ての妊産婦・子育て家庭が利用できるサービスの拡充」、そして「育児休業の強化」の3つの柱とした少子化対策や小・中学校の給食費、子ども医療費、保育料の無償化、「N分N乗」方式の導入や社会保障制度の在り方など、少子化対策に関して多岐にわたる議論が行われておりますので、国の少子化対策の動向については、今後も引き続き注視してまいりたいと考えております。

このような少子化対策に対する国の施策や国会での議論を踏まえた上で、私が最も重要と考える少子化対策の課題については、国全体の問題でもありますが、まずは働き方改革と、そして若年層を中心とした賃金水準の改善、この2点だと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所が行っている出生動向基本調査によりますと、平成27年から令和元年で第1子妊娠時に育児休業を利用した方は、正規職員では68.3%まで上昇しましたが、非正規職員は21.2%と依然として低い状況にあるなど、仕事と子育ての両立が可能な社会とはほど遠い状況にあります。また、厚生労働省の調査でも、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降が生まれる割合が高い傾向も出ており、働き方改革のさらなる推進が必要であると考えております。

2つ目の若年層を中心とした賃金水準の改善についてであります。労働者の賃金については、過去20年間で横ばい状態である一方、少子高齢化により社会保険料の負担が増加したため、個人が自由に使える実質可処分所得は、20年前と比べて10%以上減少しております。このような厳しい経済状況により、結婚するための障害として経済的理由を挙げる若者が最も多いという調査結果も出ておりますので、このような状況の改善が必要であると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 残念ですね。もっと簡潔に、うきは市にとって何が必要なのか、一言で回答いただきたいかったですね。

今、市長が言われました働き方改革とか賃金水準の改定、これは国全体でも、今、取組を進めておるところであります。ただ、これをうきは市で、じゃあすぐに実践して、うきは市の少子化の問題であるとか人口減少問題が解決できるというふうに思っておられる方は、ここにほとんどいないんじゃないかなという気がしております。やっぱり今、うきは市にとって、例えば働き

方改革をして、第1子、第2子つくろうかということよりも、うきは市にとっては、やっぱり若いそういった子育て世代の人たちが住みやすいまちづくり、どういうふうにしたら住みやすいのかということ、やっぱりそちらの観点から十分に考えていくべきではないかなというふうには思っております。

この問題につきましては、令和元年12月議会の中で私は一般質問しております。その中で、地方の人口減少問題が深刻化する中、今こそ地方創生と併せ、うきは市に住みたいと思えるまちづくりの施策を行うべきではないかということをおっしゃっております。それに対して、市長の回答とすれば、うきはのブランド力が大変重要であり、ブランド力を高めるために、今、精力的に地方創生に取り組んでいるというふうな回答が来ております。ただ、その子育て世代を支援することについても、十分重要であるということは回答になっておりますけど、今まさにやっぱりこの子育て世代、こういった世代に対する支援、これが何か重要ではないかなというふうにお考えのところでもあります。

2年前、令和3年3月の予算特別委員会、この中でも12番、伊藤議員が総括質疑の中で市長に訴えております。うきは市の浮羽地域、浮羽町が過疎化地域に指定されたと、非常にショックを受けたということをおっしゃっております。そこで何かうきは市として大きな施策を打ったらどうかということをお伊藤議員のほうからもおっしゃっております。いろいろするんじゃなくて、思い切ったことを1つやったらどうかというようなことをおっしゃっております。私も、そう思っておるわけでありませう。

議会開会日に市長の施政方針を30分以上にわたって説明を受けました。その中で市長は、課題として6本の柱を掲げ、いろいろな取組についての説明をされました。しかしその話を聞いても、今、一番うきは市がなすべきことは何であるのかというのが、あまりにもいろいろな課題を上げ過ぎて、じゃあ将来のうきは市をどんな町にしていきたいのかというのが、全く私は説明を受けながら聞いておりました。浮かなくてこないというのか、そういった感じを受けました。

やっぱり今のうきは市にとって一番の課題、これは何と言っても少子化、人口減少、これを防止するということではないのかなというふうには思っております。その市長の施政方針が悪いと言っているのではありませんけど、あまりにも手広く広げ過ぎてですね、何かうきは市が今、何に真剣に取り組もうとしているのかというのがぼやけてしまっているというふうな感じを受けております。もう少し、やっぱりはっきりですね、この人口減少問題、少子化問題、これに的を絞って、何か大きな施策に取り組んだらどうかという気がしているわけでありませう。

要するに、少子化、人口減少、これが進めばうきは市の存続そのものが、将来的に久留米市に合併するのかなとか、そういった問題にもつながりかねませう。だからそういった部分でですね、やっぱり大きな課題としてももう少し位置づけしたらどうかというふうには感じておるわけでありませう。

ます。

で、この施政方針の中にありました「女性が輝くまちづくり、若年層の人口減少対策」と、ここにはっきり若年層の人口減少対策という言葉が出てきております。ただ残念なことに、ここで書かれている中で、令和7年度からの第3期うきは市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、2か年かけて現況分析及びニーズ調査を実施してまいります。今は令和5年ですから、今から2か年かけてまた調査実施をしていくと。そういう、さっきの高木議員の話じゃありませんけど、若い人たちはジャッジが早いと。で、静かに去っていくと。2年もほったらかしとったら、また減っていくんじゃないかなという気がしております。そういった部分を含めて、もう少しこの子ども・子育て世代がうきは市に住みやすい、住みたくなる、そんなまちづくりということに対して思い切った施策をお願いしたいと思っておりますけど、その辺どういった考えがあるかお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） これまでも答弁させていただきましたように、少子化対策を含めた子ども・子育て支援対策というのは、これをやれば解決するというような、そういうものはないと思っております。やっぱりいろんな対応をして、やっぱり施策を打っていく必要があるということでもあります。これから令和5年度の当初予算の審議をお願いするわけではありますが、御存じだろうと思っておりますが、令和5年度は子ども・子育て関連で57事業を上げさせていただいております。令和4年度当初予算と比較しますと4,398万円アップをして2億2,100万3,000円の計上をさせていただいているところであります。

個別に、議員がそういうふうにおっしゃっているとは思えないんですが、やっぱりどうしてもいろんな新聞なんかを見ますと、お金の話ばかり、給付ありきで来てますけれども、私はその給付、経済的支援だけでは少子化対策は不十分だと、こう思っています。そういう面では、過去からうきは市はワーク・ライフ・バランス——仕事と生活の両立をずっと取組を進めておりまして、ここしばらくは仕事と子育ての両立、これをしっかり図っていくことも重要な施策だろうと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 確かに、今、市長の言ったワーク・ライフ・バランス等についても分からないわけではありません。給付ありきじゃないということも十分に理解はできますけど。

昨年、今日の一般質問の中でも出てきておりましたけど、厚生文教常任委員会におきましては、11月に島根県の邑南町と吉賀町、こちらのほうに視察に行かせていただいております。やっぱりこの吉賀町、この町に住もうということで、こういった内容をしていますけど、この3本の矢ということで、やっぱり保育料完全無料、医療費完全無料、給食費完全無料と、平成27年度から、これはやっております。その成果があつてですね、人口減少というのは、うきは市と比較し

ても、自然減というのは防げませんが、やっぱり相当人口減少に歯止めをかけておると。邑南町にしてもしかりです。やっぱりそういった成果が実際出ているわけです、思い切ったことをすればですね。市長が今、幾つもしていると言いますが、うきは市の場合、それが見えてこない、外に何をやっているのか見えてこないというのが現状ではないかなと。もっと分かりやすい施策に取りかかったらどうかということを私としては訴えているわけであります。

非常に、例えば妊産婦さんのタクシー代とか、いろんなことも今回の予算の中でも確かに出ています。ただ、そういった、どうもうきは市の支援の内容を見ますと単発的なものが非常に多い。例えば、結婚して住宅資金として30万出すとか、そういう単発的なものが非常に多いという気がします。そういったものは、もらったときはうれしいですけど、使ったらもう忘れてしまいます。そうじゃなくて、やっぱり僅かな金額でもいいですけど、毎月ずっとその恩恵を受けて、子ども・子育てしている間には、その恩恵が受けられるような、そういった施策をぜひとも考えてもらいたいというふうに思っているわけであります。

時間の関係がありますので、その点を踏まえて2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目の質問です。子ども医療費の無料化についてであります。1点目の質問の中で、今言いましたように、保育料の無料化とか給食費の無料化というもの、こういったものもありますけど、一度にここまでやれということになりますと、相当の財源、そういったものが必要になりますので、これについてはやっぱり今後どういうふうにしていくのかということを検討していくのがいいのかなというふうに思っております。

そこで一番実現可能な小・中学生までの子ども医療費の全額助成についてであります。子ども医療費につきましては、ようやくうきは市も、本年1月から就学前の児童については全額完全無料化ということになっております。ただ、これにつきましては、福岡県下のほとんどの市町村でもう既に実施されていることでありまして、逆に言えば、やっとうきは市もほかの市町村並みに追いついたのかなというところであります。そればかりか、今、もうほかの市町村においては、小・中学生の子どもの医療費まで無料化にしているというところが、もうどんどんそういった取組が進んでおります。そういった意味で、うきは市も早急に小・中学生の子どもの医療費まで無料化すべきというふうに思っておりますけど、市長の考えをお願いいたします。

なお、それに併せまして、小・中学生までの無料化と併せて、18歳、高校生の医療費については何ら助成があっておりません。これについても、ここは完全に無料化ということは言いませんけど、高校生までの助成の拡大、そういったことも検討していただきたいということで回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子ども医療費の無料化について、子ども医療費の無料化を小・中学生まで延長できないかと、それから高校生に対しても助成を検討したらと、こういう御質問でありました。

子ども医療制度につきましては、本年1月から子供の疾病の早期発見と早期治療を図り、子供の健全な成長の促進と子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、子育て支援策として「3歳以上就学前通院の無料化」を実施して制度を拡充しております。これによりまして、出生から小学校就学前の子ども医療につきましては、通院及び入院ともに無料になっております。

子ども医療費助成拡大の取組につきましては、全国的に対象年齢の引上げの傾向が見られます。最近の報道によりますと、福岡市では現行3歳から中学生までの通院費負担が、1医療機関当たり月額上限500円、入院費は中学生まで無料の助成制度となっておりますが、令和5年度から高校生まで拡大することが検討されております。

一方では、子ども医療費の無料化が過剰な受診を招いているという実証研究もあり、その増加した医療費の7割は医療保険者が負担することになります。また、医療費助成を拡大して現物給付する場合は、医療費の波及増加分について国民健康保険への国庫負担が減額調整されることになり、国保財政運営への影響も考えられますので、助成制度の拡大については慎重にならざるを得ません。

このように、自治体の財政事情により、子ども医療費助成制度に自治体間格差が生じていることを踏まえて、福岡県市長会としまして、住んでいる市で子どもの医療費の窓口負担や助成対象年齢が異なることを解消するため、国の施策、予算要望事項として、「子ども医療費の無料化制度の創設」を強く要望しているところであります。現在、国の少子化対策の中で、様々な子育て制度の拡充が議論されておりますので、国の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、市長のほうから回答がありましたけど、まず福岡県の令和4年度子ども医療費の市町村一覧、これは福岡県のホームページで見ることができますが、この支給状況の一覧で確認しますと、令和4年度、令和4年のこれは4月1日現在になりますけど、義務教育までの子供の医療費を完全無料化している市町村というのは、60市町村のうち、もう既に去年の4月の段階で16市町村実施されております。また、入院費等については無料ですけど、通院費等に対しては一定の負担を取っているという市町村、これが6市町村あります。さらには、18歳までの医療費に何らかの支援を行っているという市町村も7市町村ほどあります。

先ほど言いました、この通院費で一定の負担を取っているという市町村についても、月額限度額を600円と、うきは市の限度額より半分ということで、これらを合計すると、既に60市町

村のうちの22市町村においてですね、うきは市より子ども医療費に対する支援というのが、もう完全に実施されているわけであります。

先ほど市長は言いました。この福岡市、1月28日の新聞に出ております、「医療費500円、高校生まで」と。福岡市の方針で入院費も無料にするというふうなことで、ここに方針がはっきり出ております。

それと先日、昨日、おとといになります。西日本新聞のほうで、大刀洗町が今年度の予算を出しております。この中で、大刀洗町開会、子ども医療費助成制度の対象を高校生まで拡大することや小・中学校給食費への独自助成の拡大などを盛り込んだ過去最大の予算というふうな形で出ております。ほかの市町村は、もう既に国の動向云々という前に、やっぱりこの問題については何らかの取組を進めているわけです。うきは市において、やっぱり非常にうきは市というのは総合病院も何もありません。医療体制というのは、非常に不便な町であるというふうに思っております。そういった中において、せめてほかの市町村で取り組んでいるこういった実績、これをぜひともやっぱり取り組むべきではないかなというふうに私としては思っているわけであります。

1つ、市長のほうにお尋ねしますが、この小・中学生までの子ども医療費、これを無料化した場合、うきは市の負担というのがどれだけ増えるかというのを御存じでしょうか。財政負担がどのくらい増えるかというのが分かってなければ、この議論、前には進まないと思いますので、おおよそ知っているか、全く知らないか、どちらかで回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、財政負担についてお答えする前に、議員御承知でしょうか。先ほど触れましたように、今、子ども医療無料化によって過剰受診、非常にお医者さんにかかるケースが多くなったということを踏まえて、兵庫県の三田市は、今まで所得制限なしで中学生まで通院・入院費用を無料としていたところを、逆に所得制限を設けた上で、1日400円の自己負担も導入している、いわゆる逆方向に動いている自治体もあります。

それから福岡県下で、今、入院と通院、いずれも無料化が16自治体というお話がありました。これを細かく見ると、市、両政令市を含めて29市あるんですが、市の中では2団体だけ。ほとんどが、小さな町村関係がほとんどであります。それだけやっぱり財政負担も伴う話ではないかなと思います。

私は、この子ども医療費だけではなくて、全て、多分、議員は非常に、もっともっと、どんどんいろんな無償化等に取り組んでいくべきだということをおっしゃられているんだろうと思うんですが、どうしてもやっぱり財政負担が伴うことは十分に考えなくちゃいけません。一旦経済的支援をやってしまったら、さっきの三田市は異常なんですけど、後戻りがなかなかできない。もう本当に三田市はよくやったなと思うんですが、後戻りができない。そこを見据えてやらなくては

いけない。

それから、令和5年度の当初予算、今から審議いただくわけなんですけど、歳入財源に対して、今、歳出予算、2番目に大きい歳出予算を組まさせていただいておりますが、歳入欠陥が20億円以上あります。20億円以上を基金から崩して、今回、当初予算を編成させていただいております。そういう財政事情もしっかり考えてやはり我々は対応していかなくてはならないと、このように思っているところであります。

負担については、私の手元にもあるんですが、市民生活課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

令和3年度の実績でございますけれども、小学生入院に関しましては27件、5万7,000円。これが自己負担額でございます。それと通院に関しましては7,231件ございまして867万7,200円。柔道整復に関しましては39件で4万6,800円です。小学生入院・通院を合計しますと、件数では7,297件、金額で878万1,000円が負担をさせていただいた金額ということになります。

それと中学生の通院・入院につきましては、入院につきましては26件、6万5,500円。通院につきましては2,010件、321万5,600円。柔道整復に関しましては66件、10万6,000円。全て合計しますと2,102件の338万7,100円でございます。

合わせまして小・中学生の総計になりますが、9,399件で、自己負担をさせていただいた金額が1,216万8,100円ということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 金額については、私のほうも調べておりますので分かるわけですけど。結局、小学生、中学生の令和3年度の自己負担額合計しましても1,216万8,100円なんです。これが果たして非常に大きな財政負担となるものかということを行っているわけです。そのことによって義務教育までの子どもの医療費は無料化になりますと、こちらのPRのほうによっぽど私は大きいんではないかと。うきは市に住む若い人たちにとって、子供を育てる人たちにとって、これは非常に大きな、住み続けたいと思うポイントになるんではなからうかなという気がしております。

先ほどから市長は、過剰受診があつて、なかなか思い切ることができないとか、そういった話がありますけど、それじゃあ今、福岡県下22市町村ぐらい既に実施しているわけです。こういったところは、じゃあそういったことを考えてないのかと。今回、大刀洗町は予算に上げているわけですよ。そういった議論は、大刀洗はしてないのかということになるかと思えます。それ以

上に、やっぱりもう今、なすべきことはこういったことに取り組むべきではないかというふうに考えているのではないかなど。

それと先ほど、29市の中で、市のほうでこういった完全実施しているのは2市しかないということであります。今回、福岡市等が取り組めば、もう少し増えるのかなと思います。あと、小さな町村、こういったところがやっぱり完全無料化にしていると。はっきりそれは一覧表の中でも、そういった結果が出ております。

ただ、逆なんです。このうきは市が福岡市と肩を並べるような政令都市であれば、確かにそういった市長の言わんとすることは分からないわけではないわけですけど。このうきは市も、小さな町村とほぼ変わらない状況に今あるというふうに私は思うわけであります。2万7,000人余りの市です。それが大きな市と比較しようとしても、やっぱり人はみんな福岡市とか久留米市とか、やっぱりそっちのほうに出ていくわけです。だからこそ小さな町村ほど、こういったことに取り組んで、少しでも人口流出を防ごうとやっているのではないかなど、私はそういうふうに理解しているわけです。だから、そこが市長の考え方と私は全く違うのかなという気がしております。

今後、やっぱりほかの市町村もどんどんこういったことに取り組んでいくのではないかなというふうに思っております。その中で、遅れてうきは市が取り組むということは、ますますやっぱりうきは市のイメージダウンにつながるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも早急に。これに取り組んだから次は給食費だ、次は何だということじゃありませんけど、やっぱりこういった、最低この医療費、これほどこの市町村でも取り組んでいることでもありますので、ぜひとも市長としても考えていただきたいと思います。再度、最後にその点についてお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この1月から、議員の御指摘もあって、3歳以上就学前の通院の無料化に踏み切りました。いろんなシステム改修もあって時間がかかったんですが。そのときも議員は全く同じ、予算額を上げて、これしかかからないんだからここだけはやるべきだという話で、また同じような御指摘をいただいたところであります。

この問題については、先ほど答弁でも申し上げましたように、やっぱり対応を市町村に任せて市町村格差が広がるというのは、大きな課題ではないかなど、このように思っております。そういうことを踏まえまして、福岡県市長会に強く申入れをして、福岡県市長会から国に対して、子ども医療費の無料化制度の創設を上げていただいているところであります。今、国会において、いろんな対応が議論をされております。

先ほどから触れておりますように、例えば子ども医療費の無償化もありますし、保育の無償化、

3歳未満児の保育の無償化、あるいは小・中学校の給食の無償化、そしてN分N乗という税制改革、子供が多ければ税負担が少なくなるようなN分N乗の方式、あるいは年収の壁を103万円、106万円、130万円、150万円という年収の壁を見直そう、あるいは奨学金制度をもっと改善しようとか、もろもろの議論が今、国会で出されていますので、そういう国の動向なんかもしっかり踏まえながら対応していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 時間の関係もありますので、最後になるかと思えますけど。やっぱり市長の答弁を聞いておられますと、全てが国の動向とか、そういったことが非常に多いと。いろんな事業にしても、国の動きを見て、それに上積みするとか、その動向を見ながらうきは市も考えると。私は、遅いと思うんです。そういった対応が、うきは市については非常に遅い。やっぱり国の動向が決まる前に、今の情勢を見て、何かうきは市として手を打たなければならない。この問題、この子ども医療費の問題だけじゃなくてもいいです、ほかの問題でもいいですけど、やっぱりうきは市として独自の思い切った施策を打つべきではないかと。

ほかの、先ほど言いました吉賀町であり邑南町、こういったところはもう平成27年度から独自にこういった取組をやっているわけです。視察に行ったとき聞きました、その担当者に、誰が、このことについてここまで強固に進めてきたのかと。そのとき担当者は答えました、町長ですと。町長が頑としてこれをやるということで進めてきたという、そのときの説明がありました。なるほど、やはりそうだなと思います。市長が、これだけは絶対やるんだという思いがあれば、私は議会を説得してでもこの予算は通すんだというぐらいの気持ちがあれば通ると思いますので、ぜひともそういったことを考えていただきたいと思います。

で、予算の中で一言提案したいと思うんですけど、この医療費無料化についての予算については、やっぱりできれば、たばこ税をここに充てるというふうにしたらどうかなと思っております。令和5年度の予算で、たばこ税については、見込みでしょうけど2億1,700万円ほど今回上がっております。今回、今、必要とされる経費については1,200万円、多く見ても1,500万円。医療費ですから変動はありますので、そういった状況は変わるかと思えます。

そういった中において、たばこ税というのが何に使われているか分からないと。よく吸っている人で、これは税金だと、俺だん税金払いよるといふような話をしますけど、何に使われよるか分からんというのが一番あるかと思えます。そういった人たちに、あんたたちがたばこを吸ってくれるおかげで、子供の医療費はただになりよるとよと言ったら、吸ってる人も気持ちよく吸えると思うんですよ。もう一本吸おうかなと、そんな気持ちまで起きるかと思えます。

やっぱりそういったふうに、財源をただ一緒にして使うんじゃなくて、財源もこういったたばこ税等について、特殊な財源については、見える化というか、こういう医療、子供の医療費の無

料化、こういった財源に充てるんですよというふうな、分かりやすい財源の組み方、そういったことをしてこういった事業に取り組んでいったらいかがかないというふうに思っております。これはもう提案ということで、ぜひともそういったことも今後考えていただきたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問に入りたいと思います。都市計画の関係についてであります。

都市計画の関係につきましては、市長が必要であるとして、令和2年4月に都市計画準備課を設置したというふうに思っております。またそのとき、専門家が必要であるということで、わざわざ国交省のほうから緒方課長を派遣までしてもらったということを知っております。それから3年が経過しましたが、いまだ都市計画については何の計画も議会のほうにも報告されておられません。令和3年の3月議会の予算特別委員会の総括質疑の中で、私の質問に対して市長からは、令和3年度には内部協議を中心にやっていく、職員体制もきちんと整備しますというふうな回答がっております。それから2年間、じゃあどうなったか、これについても全く報告がっておりません。

それで都市計画についてお尋ねですけど、1点目として都市計画、うきは市都市計画マスタープランと言ったほうが、正式名称で言ったらそのほうがいいかと思っておりますけど、うきは市都市計画マスタープランと、それらに関連する農業振興地域整備計画等の進捗状況についてどういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

2点目といたしまして、このうきは市都市計画マスタープランの策定、これについて、いつ頃までに具体的な案を作成するのか、そのスケジュール等についても市長に考えがあればお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、都市計画と農業振興地域整備計画の策定について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、都市計画と、それに関連する農業振興地域整備計画等の進捗状況についての御質問であります。都市計画については、今年度、都市計画基礎調査を開始しました。内容としましては、昨年9月にうきは市全域の航空写真を撮影し、その後、市内全域を対象として、委託事業者により土地及び建物の現況を目視で調査しております。それら調査した内容を地図上に落とし、図面を作成することとしております。今後、それらを基に、関係部局との調整を図りながら、具体的な都市計画案を策定していきたいと考えております。

また、うきは市農業振興地域整備計画については、議員御承知のとおり、平成21年10月作成の計画となっております。除外、編入等の農業振興地域整備計画変更については、年2回受付

を行い、うきは市農業委員会、土地改良区、森林組合、農協及び福岡県と協議を行い、計画変更の手続を行ってきております。

市としても、農業振興整備計画については、全体見直しも検討すべきことは認識をしておりますが、高齢化による担い手の問題、新規就農者の育成、荒廃農地の解消、鳥獣被害対策等、農林業が抱える課題も山積しており、現時点では農業者からの申請箇所の計画変更手続を中心に対応していきたいと、このように考えております。

2点目の都市計画の策定スケジュール等についての御質問であります。都市計画については、今年度の国の「3D都市モデル」の助成を受けて都市計画基礎調査を実施し、様々な基礎資料の整備と都市計画区域の必要性について取りまとめを行っております。また、今後の都市計画区域の新規設定の素案を策定する予定であります。令和5年度には、うきは市の素案をもって関係機関との事前協議を進め、素案をさらに練り上げていく予定としております。令和6年度及び7年度において、令和5年度の関係機関との事前協議を受けて具体的な土地利用調整を行い、うきは市の原案を作成したいと考えております。その後、議会との協議も踏まえ、福岡県の「国土利用計画審議会」の了承を得て、国の国土審議会に提出し、承認を受けることとなります。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、令和5年度に素案作成というふうなスケジュール感、そういったものを回答いただいたわけでありませう。なぜ私が、ここで都市計画マスタープランの策定についてのことを言うかといえば、私非常に、都市計画については市長のほうが詳しいと思っております。やっぱりこのマスタープランというのは、うきは市の整備、開発及び保全の方針を決める重要な計画であるというふうに認識しておりますし、いろいろ調べても、まず最初にそのことが出てきます。そして、町の誰もが安心して暮らし続けていくために必要な町の将来の姿を描く重要な計画、指針であるというふうなことです。

その中には、区分として市街化区域である、また市街化調整区域というふうな形になっておりますし、地域、地区として用途地域、高度利用地域、特別緑地保全地域というふうな部分があります。また、都市施設として、道路、公園、下水道、上水道などの計画、こういったものがこの都市計画マスタープランの中で決定されるというふうに思っております。

なぜ私がこのことを申し上げるかといいますと、これをしておかないと、やっぱり無秩序にうきは市の整備や開発につながっていくということを危惧しての計画、これが都市計画マスタープランだと思っております。しかしながら、今日はいろんな一般質問の中でありましたように、これがもっと早くに、3年前、都市計画準備課ができたときに早急にこういったものに取り組んでおけばですよ、今言う公園整備の問題、今後出てきます上水道事業計画の問題であるとか、こういったことがもっと早くに組み立てていけたんではないかなというふうに思っておるわけであり

ます。そういった意味で、令和5年度に素案ができるということを知りて少しは安心してありますけど、やっぱりこれを早急に作成すべきではないかなというふうに思っております。

ただ、やっぱりもう一つ、その中で忘れてはいけないのは、この都市計画こそ地域の意見を十分に反映したものでなければならないということが言われております。例えば、この都市計画の中に各種会議というふうな形で、都市計画審議会であるとか都市計画推進委員会であるとか都市計画まちづくり委員会というふうな形で、やっぱり各組織の役割というのがいろいろあって、そういったものがこの都市計画を策定するに当たって、どこの都市でもそういったものがつくられております。

例えば、このうきは市の庁舎で言えば、庁内策定組織というような形で、その庁内の中にやっぱり策定委員会をこの職員の中でつくって、そういった横軸を入れた都市計画づくりをします。そして町民参加意識という形で、名称はいろいろあるかと思いますが、全体構想連絡会であるとか地域別検討会であるとか、やっぱりそういったことをずっと重ねて、この都市計画マスタープランというのがつくられていくというふうになっております。高松議員がよく言われます協働のまちづくり、この都市計画こそ、そこに住む人たちの意思や地域の歴史や個性を重視しながら、柔らかな視点に立って作成をするというふうなことが、ネット等で調べると、やっぱりそういったことが一番重要ポイントとして書かれております。

そういった意味において、今後そういった組織の在り方とか、どんなふうに市長が考えているのか、その辺もお聞かせ願えたらお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 都市計画準備課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課の石井です。

議員おっしゃる地域の意見を取り入れるちゅうことは、非常に重要なことだと考えております。今現在、うきは市の土地利用について、いろいろ庁舎内でも検討しております。その管理構想といたしますのが、おおよそできてきておりますので、来年度に各自治協を回って、将来のうきは市の土地をこうしていくんだという、10年、20年先の土地利用を考えていく、そういう構想をですね、地域の方々と協議して、一応素案はできておりますので、それを来年度、地域を回りたいと考えております。それらを基に、今度はまたそういった御意見を、都市計画をつくる上で地域の意見を取り入れていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 来年度、そういった地域回りをすることで少しは安心しましたけど。ほかにどういった体制を考えているのか。自治協を回って、いきなり自治協の人た

ちに言われても、多分やっぱり、なかなかそういったうきは市の構想とか言われても難しいと思います。その自分たちの地域をどうしたいかということ、そういった意見を聞く上において自治協回りをするというのであれば、若干分かるんですけど。

やっぱりもっと幅広い視点から言って、先ほど言いましたように、その都市計画についても、審議会なりまちづくり構想委員会なり、そういった、もっと市民を、専門的じゃないですけど、やっぱり市民も取り込んだ中で、自治協回りとは別にですね、うきは市全体の構想を検討するような、そういった組織づくりも令和5年度のうちに早急にやって、その素案の検討、自治協回りとかいろんなことで聞いてきた意見を検討するような、そういった組織をやっぱり早急に立ち上げるべきではないかなというふうに思っております。

私は、この都市計画のマスタープランを策定する中においてですね、例えば上水道が本当にこの地区に必要なのか、そういった話も地域の人から、何とかな、向き合って意見を聞けるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そういったことがきちんと聞ければ、その中でやっぱりうきは市の上水道事業計画をどこまで整備していくのかとか、そういった1つの構想が見えてくると思います。

先ほど私の前に言った公園整備の関係についても、今、13の公園整備がありますけど、結局こういった都市計画マスタープランがないから、じゃあ今後、うきは市の公園をどういうふうに、どこにどう造るのか、今ある公園もどこをどう廃止していくのか、やっぱりこういったものが何か構想が見えてこない。行き当たりばったりじゃないですけど、こういう意見が出たらからここはこうしましたというふうな話になるんじゃないかなというふうに思っております。この構想があつてこそ、将来のうきは市の形が見えてくる。

道路整備にしてもそうです。一番、市民のインフラであります道路についても、この都市計画のマスタープランがきちんと出来上がって、じゃあどこの道路をどういうふうにしていくというのが見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともそういった組織づくりも併せて一緒にやってもらいたいと思っておりますけど、その辺、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 都市計画準備課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 今、私が考えておる組織といいますのは、市の都市計画について審議する、そういう組織は考えておりますけれども、いつぐらいにその組織をつくるかというのは、ちょっと今の段階ではまだ言えない状況ですけれども、なるべく早く組織をつくって、会議を進めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 協働の都市計画マスタープランというのは、やっぱり市民の声があってこそそのマスタープランであるというふうに思いますので、やっぱりそういった組織はぜひともうきは庁舎内の人間だけで考えるのではなくて、ぜひともそういったことは取組をしていただきたいと思います。

令和5年度に、都市計画基礎調査・基本図作成業務ということで2,400万円の委託料が上がっております。これも高いかどうかということで私もいろいろ調べてみましたら、大体2,200万円から、やっぱり2,300万円、こういった委託業務として出しているところが結構ありましたので、そういったものなのかなとは思いますが。本来、これはもっと早くに、基本となる基礎調査ですから、本来であれば2年前にこれができるんじゃないかなというような気もしております。これは、もう今回取り組むということで、今さら言っても仕方ないことかもしれませんが、これをどういうふうに、今後どういうふうな内容でこれを作成させるのか、ちょっとこれ予算特別委員会で、私、意見言えませんので、ちょっとそういった部分についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この後、また都市計画準備課長にも答弁させますけれども、先ほどから課長が答弁していますように、基本的に民意といいますか、市民参画、協働じゃありませんよね、協働じゃなくて市民参加のまちづくりの視点で、市民の皆さんのいろんな考えをお聞きすることは非常に重要だと、このように認識をしておりますが。

先ほどから答弁させていただいていますように、今、素案の段階なんですけれども、まずは我々市の職員が十二分に、都市計画とは何ぞや、そして将来のうきは市はどうあるべきかというのを、まずは職員が、関係部局がしっかり、やはりそこを押さえることが必要で、それをもって初めて市民の皆さんに熱の籠もった説明ができるし、いろんな意見をいただく。そういうスケジュール感の中で、先ほど課長が説明しているとおりでありますので、そういう視点でまた見ていただければと思います。

じゃあ、課長のほう、よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 来年度2,400万円を要求しております。中身につきましては、今年度、基礎調査を行っておりますので、それらを基に、今度、庁内の各部署、あと福岡県などとの調整が必要になってきます。そこら辺の支援もお願いしつつ、ある程度、地図ができておりますので、その地図が、普通いわゆる二次元の地図といいますけれども、航空写真だったり字図だったり、それに今度、土地の高低差、それと建物の高さなどを合わせた三次元の地図データをつくることとしております。それも今年度の多額の予算できつつありますので、さら

に来年度はそこら辺を整備していくということにしております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 最後になります。

都市計画のスケジュール感等については、今、お話を伺いましたので、ある程度理解はできました。

令和3年度の3月に、私が市長にこの質問をしたときに、このときは農業振興地域整備計画のほうから質問したわけでありますけど、そのときに市長の回答として、やっぱり都市計画を策定するその段階において、農業振興地域整備計画であるとか環境基本計画であるとか、やっぱりこういうことを同時に整備していかなければならないという市長の回答をいただいております。そういったことを併せて、この都市計画が独り歩きしないように、今、農業振興地域整備計画の分についても、もう10年以上経過しておりますので、見直しを図っていくような、併せて一緒に検討していただきたいということを申し添えて私の一般質問といたします。

○議長（江藤 芳光君） これで、13番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月7日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、お知らせをいたしておきます。

以上でございます。

本日は、これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時00分散会
